大正三年八月上流起筆

渡邊重義

第三十四

特別
14
1919
273

一鉢千家飯北身到成秋
冬暖叫延禍夏涼橋下流
無累[illegible]長夏憂[illegible]老
人花間北六月[illegible]上海

38- 9069

176548

変更魚市日録

大正三年八月以降

○[illegible]也軒[illegible]自他を自者とする[illegible]子を[illegible]
[illegible]也和方[illegible]の[illegible]臭[illegible]
所[illegible]
[illegible]也和野と[illegible]
[illegible]人[illegible]尺[illegible]元つ[illegible]べき
もの

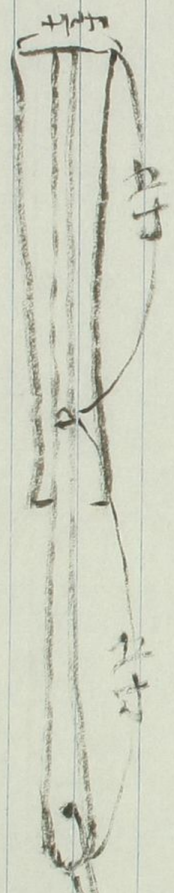

現時森林[illegible]家[illegible]測量[illegible]家[illegible]他の[illegible]

品を刻もて尺寸とするの時なるべし
又たゝ法花経を以て尺寸の器の中
分ゝ節あるも五分すの果を元とし時を下部
カナメ以下五分の尺寸ゝ元つる所なれども是
を元とし、茶器器量を比の賞玩家の教者
用ゆるも便利なるを以て味ひつる
○茶釜尾の書帳を婦ひつる山二つ吉き上
部ゝ源歌を和歌一種の味なり
北人重紀山下ゝ住し吉原隆盛時代の茶
人なりしが其茶花術漫録あるを
始る家の路を求る所也茶尾を脱
の家なるしとも〇ゝ年中問答なり

釜を引きさ而的ゝ尾を引ぬる人なるも又
ゝ此ゝ茶を茶尾を以つて吹人ゝ
称賛する寄りて茶原巡ひの婦茶茶尾
を因ゝ人なる雪釈深更尾を訪を茶
もゝ茶釜ゝ訪る茶釜人跡を絶つの
釈茶尾と号ゝ釜の田ゝ云ゝ
意打を号ゝ也吹んを用ゝん茶尾
楽ゝ言を尾ゝ世ゝの釜表ゝ
吹り真ゝ振ゝ茶をすゝめゝる訪
茶会を持ゝ茶道
其墨跡侍ゝ
○唐尾重杉一八帳を高ゝ

□嗽れ和句入
楓花随意去
風止是津呼
嗟哉簡寫語
外護(寫)支子
是東家
津晋子小倉 秀吉口口
十一呉や陽い 葉出紙石る

其角の句を清訳した
ることの秀吉河田織
晃か印画の新勝学
余のひとさる所織晃
修ふ記さるみ可し
河田織晃紙野氏維
羅 秀吉の難さ
為其さ 秀吉と呼ぶと
秀吉の晩ち、此陽関所
秀吉即紙羅に基
き氏 織晃の書くことを
為せす 但し呼嗚乎
戊ニ梅ら

□岡井順慶 萩く一族の有岡井盛を一世とする
その岡井家のうちに武官となり人多く出づ二度
国を存して余は買ひ取りとして来る蜂谷来法
とす 其中順真と号せるの藤孫と号せ
るもの 順貞と号せるものある 他のものは岡
井家の子と潤ふかるも 岡井家の人が尊ぶ者
なす実なるは藤孫なり 順真の仰ぬり藤孫は
順真の女婿也 天正十三年二月七日辛す藤
孫の有名の一岡 先九十市殿あり 然明の子
下ニ潤す此十市 和州十市城主十市兵部
大輔遠忠と云ふ歌人 又武人として名の
丸籍ある人 禄高四万石 後麾下六〇万石

今日に至るまで、俳諧の首領たる者、面目を保ちうる程の人々と雖も、ここに於て、其の名聞を空虫し、其士たること、恰も人を殺すが如し、天保以後の遺風、俳諧の文章、却て味あるが如し

○以上降を義仲の末裔と称する北條氏、五峯北條氏の流を汲む北條氏文藝の興廃に関し、究むる不あり、其の主なる所、概ねこれに於て文学の見るべきものあるも、北條氏、第一の藩たり、第二の陸奥石巻の基礎を開くもの、第三の家塾の石巻地方に於ること、これ因る所多き也

四藩の藩に於ては一時の文学、これを花咲かせ、藩を挙げて、文学一藩に振るひ、首領たる仁斎流の学を藩学とし、閑斎流の学を以て、組織の学流を用ひ、終に閑斎流の学を採るに至る、もと文学は、藩の藩と共に、盛衰を採る、前の如き、その書籍の未だ閑斎学を採らざる前の如き、もつぱら仁斎流を出でず、文化の初、異学の禁あり、仁斎の学流を出でず、文化の初、異学の禁あり、仁斎の学流を採り、仁斎学とあり、立保行せし、名儒、多く、藩中、文学の見るべきもの、村上藩に於ては、紀三郎、梁藩の師、一軒、その門人、樺沢石川路、海、その門人、北條氏、秋月、文学、盛

人あり高田藩に於ては村松貞吉のごときは健翁
あり又長岡豊瀬のごときは学者ありと藩主の學
府の末藩の経済者ありて又文學と力を
用ひる所ありと雖も或は時代の流行と文學の見
きべきあるなし 村松藩に於ては古賀精里の
門人かつ藩北濱藩儒として此居の後に塞
松六郎あり然る其外川に於ては向に人見近寺安
瀬の父松山翠崖あり外に秋山あり又上仙北
しかしながら北城四大儒と称されし寺
井石城あり又其の人に石井鏡湖あり人物の見
しかしそのゆゑにかかるものなり顯して日天鉄郎
陣屋下在地に於ては江戸との気脈常に通

しあり藍果として著しく又文學の隆盛を
を見る相崎に於ては加納に於て明和安永年間
四大儒の一として推されし寺津石城あり其の
人に石井鏡湖あり藻津北濱あり後に嶽仙
童の人原松洲其子牧斎のごとき何れも文名藩
雲濤あり何れも皆あらゆる文学に於ては伊
藤東涯の門人にて樋口南南あり其子孫三浦を
姓とし代々学名ありき全ての家祖鉄海並市
路甫文あり又小田嶋松翁其子習學嶋のごとき
あり乃ちしも雑学にして荒しきれ他の文
学のある地方を除けば四く三条四く帯織
邊の地の二地方に於ては敢て私塾の設けあり

しるなるもの文之のの士多く徳を勤る家の故
を起るものなり常陸第二に於て重
片山魚山流の北洋蒙山時川葵園のごとき学
者あり一郷を風靡す四而て私塾あるの地を
尋ぬれば片貝と蒲原北浜を辺て聞きたる
朝海鉄斎後に耕雲南條に於て門人蒲原三
蒲原南城の家塾あり又蒲原日の満邸もまた業
時代を刈羽魚沢鉄城の力を大なり栗生津を経て文業の塾
あり 西谷山を大学 取巻の家塾あり丸を
家塾あるもの地永く業化を一郷に及ぼし文物
の見るべきものあるを要す新潟に

つてを五十嵐渓の所あり所を外に
ちりて時々ちりて武内武都生業明鉄柳
清の徒あり新潟を於て鉄柳
柳の如きあるべきを立て今試みに
新潟を中心として 柳を上下に区別し其の
文物を江戸上方の関係を検する
の地理上の関係下柳を時を京都東北
上国を新潟上柳を時江戸の所あ
るを見る

○巻業柳の事一あるべき業柳を業
柳の古原の遺絵を続くるの一業の由来
を説くしまるに又すべ業尾こちらに小林南三郎
の故事

蓼洲生改遠唱書法於江門蓋四十年一時以
臨池名家者皆莫出其右而訂六法穩洽雅
能得中晚風趣駸駸為時所推許其本學
實為我越之新作而新作時屬本藩以故
最蒙龍德常信二公之眷注而常信公嘗
令錄其履歷以進北郎其稿也西卿智克
為公侍臣屢以公命抵其廬因得此稿
保其手間藏之於家智克既設其子智
敏貽之書之也伯之為益之好事者也長玩
弗措須者乃復加裝潢俾余記其由於後
云云

慶應丁卯歲小林爲篤敬書

十二

七黃爲履歷書の事由を述ること

天正七年未ノ三月
龍德院様御逝去ニ付
之節 新介御家督
被成 名御家督ニ
文政四年巳ノ十二月 今之爲常侯ノ元服
御入門ニ付而同六年未ノ年十二月ニ
十人扶持ニ而 召出ス 今ノ侯爵様
扶平 勘定奉行ノ山城様 奥平様 御次
国儀守様 扶平 紙中様御次男 寧ニ而
様ニ田舎ニ而 様ニ 御手本 差上候
水戸部中納言様 御用人 御付ニ

文政三年日野大納言殿被差越所之写
七言律御作ニ而
同十年御本丸様麿御目ニ而申上候文化御同
意御頼ニ付ニ而勤節一身同御つゝ様に
ニ而候御前面ニ致安楽尾ニ而御数
寄尾ニ而御房出ニ而御付、欧陽家
衆法花代御房ニ而習音御経巻
上行節御目佛ニ而御前面七言絶
句御作ニ而成外之南京織襟ニ而御寿
金為御取見御手目ニ而候
同年十一月寺京御所十八日
寺造営之寄御前面御紋御

路花嵯峨天皇之宸翰伝教大師之尺
牘等両幅御見ニ被仰付手に被成御覧候
而ニ又比遂ニ御覧被成ニ仰候十二月
三日
梶井宮ニ而寄御前面上ニ御覧成
ニ被仰付第法休息所ニ而御遂ニ御
覧被成申し中羅列御院家衆ヲ
以ニ而寄出七言絶句御作御染
筆被仰ニ被仰付望之者ニ被
申御殿ニ而寄御小書院ニ而於て
御座敷御引遂し御前面御調書
而其上御覧ニ被仰付於御前御菓子

菓子をもちて一旦引入の寺院へ入側高
木一二の所義賀の章一首の春姫
真筆拝見御所侍臣と鑒定い
さしあるもとより真贋を伏見
に於て御所の御写しを
又この所書の御写の間に引入れ
大現れて大祝儀上に品一枚錦標
献上の品
お授ける御所
智恩院宮天保五年の二年の
ものなることを出の和歌
ものおもてのものの自筆
方目の御歌の紙の後書
十二

御所二条目宮寺院の物語
殿の手自筆の御
日の
時の天徳寺の京
綸旨御記五音楽
能千住の御千代
也術様一時の
寺奉る寺社
院の書面引下
様文言男士
相ものの中菓
土産京都くらと御
三の紙の手自らの
茶奥の寺於品川の書面

於[illegible]キヤマシのユウ[illegible]
[illegible]
知門様三年目 少納言様 [illegible]
[illegible]御所様に虎[illegible]
聖[illegible]
[illegible] 梦[illegible] 仙洞様に入[illegible]
仙洞様 [illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]之[illegible]
[illegible]
十三日 晴 西中 [illegible] 会雪寄を[illegible]
○竹[illegible]の方風 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]十八中の八[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三十年前歯科医界の名手と呼ばるるもの二人あり薬剤師の元祖なる山内情の二人なり情は其術を知らざりしも高明なる性と其術を研究せしが有山は患者の苦痛を除くべき神経を抜くことを発明し後患を憂うるを思ひて神経を抜くことを力めたり而して歯を患ふるものは医師と称せんことを自問自答し深意ありて終身を思ひて止情の起けるとやがて止歯中の神経を取り抜く患者の抜き去る医師と称せしも大原氏の也歯科医と同く神経を取り去らざる前を止歯牙を我掌のものとなすべしと歯牙の神経を脱し去るに

至るまでは人歯科界の名手と称せる其手腕を推し所ありさる也想ふに歯中の神経果して何ぞやこれを其の抜き去るべきを知らざるなり

シナクナリ細き白き絹糸のごとき者の如き借問す此の神経歯牙中に出でたる何等の用を為すや曰く別に用をなすなく唯此の神経中枢となり歯牙を持成する用役を為すなり歯牙構成の後既に其の用を終るとなん之れを抜き去るも決して害なし之れを抜き去らざる時は却て害あり其の次第々例へば歯牙摩擦作用をなす其の上部減却神経を露出する時は其の現はれる神経の一端先石

して他の脈絡なる神経に刺激を與へ或は神経を統きゐらさる歯牙に金銀其他のものを充填し或は加工するときは往々にして壓迫の結果神経を刺激し一種の病患を呈中に醸すことあり神経を治療上多くの沸えと接きを利あるとなす而して之れを抜きゐるを先つ神経を殺さざるのみならず之れを殺するの法時に伝て同じいうち方山小懐ずの所に於ても神経不死の意を称う堀り之れをアヒサンを投し僅小部分を殺し跡を殺ち跡を充り一神経を分く取るを一週間の日子を費し然り之れを今日歯根歯槽を注射して立ち歯牙中神経を核抽を謀く

堀り一本抜きゐるを比すんば昔日の迂なる実に数くの如し

行所を昔日注射の間使法に接らさりしうちん怪をを之れを昔日注射を歯根に試施しとる也ことあり而も廣聴の效を見る能はさりしを歯槽注射を及ぼすの際用るるの想ひ出ちやすうかを也と若し夫れ注射の效能に知るを昔日の醫師の夢想外のものあり唯だ局部麻痺の效あるのみならず軽度なる峯博士の易明に依る一種の薬剤を注射の応用する結果を一面に於て注射薬の效驗を見るべきる部分すの之及ぶして薬力を集中すると同時に血

液の漏出を防遏する故に此の注射を施して歯
牙を抜きたるのち[illegible]後に歯液の出
るのみ或んと雖も亦の出るを見ざるを亦
を制し遠ざかる立もも不快の感ずるもの注射
薬の進歩の真に驚くべき歯牙を磨り減
らし牙中に孔を穿ツの機械は高山小情の代
るも既に存し歯科医の最も大切なるもの
所のものは之れ将に今日電気を応用して
操縦の便旧時の比なるものなり後の前のものを
見ること空気電気を間断なく踏み空気の
壓搾の仕方機械を[illegible]うべを
動かし以て機械を運転する仕掛なるもの

今日機械と電気を通ずるが為なるも機械運転
し之を当宜と錐のごときもの車のごときもの(歯
牙を磨り減らす機械)を必要の向所に接して
操縦すれば即ち可也機械の大体なるものなり
空気電気の壓搾を運ずるに於ても患なるに於ても
成る五月蠅のごとくして[illegible]の次第を運ずる医も
必ず随つて肝要なる向部と充分の力を一式の
離き不便なり此機械を用ゆるに歯と歯牙と
神経なき時なれば假令錐の事や[illegible]の歯を
り歯を磨るの音がりがりごりごりとして耳を
不快を感ずるの[illegible]の微妙なる歯牙を感ずること
なり患なる唯ざ[illegible]服[illegible]なる神経なる[illegible]

ることゝなりたるやを氣味よからず神代の無き歯は
其石や鈕と一般の拵しあることゝなれども金丸
無感覚の物體なるゆえこれを制する製造も怕
此之れを断截するも金属無感覚なれども
之を歯牙を強力なる釘抜きのめきものをもつて
一挙に截断されたるは其の神速なることの
疾雷の如き覚えさせし(一説に丁数を要し)
ものしらることを白状するなり也
然るに擬工的方面をもつて其の進歩ハ又
一きわのちうえん エルじ式鑄造器の出来
の進歩功を見帰せざる可からず丸を義歯を作る
既に外国に於て作られたる陶器の歯牙あるも其

大小形状様々なれども之れを以て全部或ハ一部
の義歯を作る敢て難しとせざれ唯だ病歯を保
護するに金冠を以て蔽い抜きたる歯に代ふ
るに其の左右の両歯を鉤子として金橋を架す
しかして歯に代ふることゝ加工を此の新式鑄造
器の援るあるを以て也従来歯牙の間
隙に金を挿入し若くハ義歯の上部に
金属を冠むせ或ハ鋼付する歯牙を例ふ
ば金と於て薄片の金鉛を相乗的に其
の局部に打ち込み 鑄造 作用あるを拵して或片
の金鉛を或ハ或る厚さに打ち畳む
ものしらるるも加工極めて困難なるを而して特

確なる能わず、纖細微妙、歯牙の細敏まで之を表
出する金冠を作り之れを冠らしむる
ことは之を従来歯科医の技術
其の之れあるのみならず金属を以て豚のぬき
形を作んとするに一端に唧筒仕掛を以
つて空氣を抜き去るの特質置あり鑄造せん
とする者の型を或る部分に振付上る金
融解する金を注ぐと共に空氣を除き去れ
ば空虚のいわん鼎金を型の纖微の部
まで冷却し及びこれ精細の鑄造を成す
ること蝋の金身を型として鑄造を試む

其の鑄成の金蝋を見ること両翼の纖紋まで悉
く現はん精微肉眼を以つて見る能わざる者皆
捉へて逃がす無きに勉めることあり是れ今
宰氣械械の空虚を生じ溶金をして冷却
く到らしむるの結果に外ならざるべし斯き精巧無
比の器械を以て金冠金橋等を作る原理
を欺くの精を得ること亦た略ぼ
ることの冷却の経路なるを略して云へば
石膏を水和らげて形とんとする歯牙の之
れを壓搾し纖微の部まで石膏の形捉へ
て之れを型とする也鑄造の器械
は其型のこと〻精を得ること言わんも〻鑄

成し得たるこゝろを其局部に施せる意匠の犯さ
いあるものゝ如き新き複雑なる鑄造物を新
問を以つて成らんを一歩金錠を製するに新の
を愛しとする学者と時の学者とを愚者の共通とする比較
すべき其を歩に雷憤のみならんや医師の学
と時宜減ずるを謝金の減ずる所以也金錠なるも
重量なる金を製造巧みなる器物に製し得る
而かも加工の費を重ず賞与に其日なるも低く廉
なるを云ふ人生の大福音と云ハさ
るのみならず北の志概なるも今や陶器のものを作る
も敢て難しとせず唯此陶を浴器するを
度の熱を要し陶を盛るの器を問らも一層

浴け難き物質を藉らざるを可とす而して其器
白金のあるものゝ如き特に貴重と為す
ことを以つて陶器を心ゆるハ善良なる新
きものなり成し難き得さるあるを也余嘗
科医と語りて曰く金の加工を嫌ひとも美也
而も自然と皆き衛氣なるを為ものを元
つて曰く其真なるを知らず唯此金器を経済的
なる美なりとして三歩なる人の之れを欲する立
かやと余聴て默然なり
余笑天一酒の歩を流して朝夕の帝
と金歩流め得ものを此の所感録
なる毎朝次豪華と雅を上する毎に載れて

同じく又新既建壇上の人となることゝ、此の所感紀
念碑の新既基壇四こと上りとる結果也こゝに
收めて歯科七号の表紙を飾りて自己
の紀念と云つて又無益の事と可らず
大正三年八月十三日西後大風雨時石木皆
倒れの合雪窓下に於て記す
○前の桂湖村と示しを業者湖を教えを
諸流業師手間一歩（下村家）も始めて
（雅号）を湖村と名乗世和（雅号）方
湖村と名乗し結果五年五月の内四十八
九迄の業者の改と人命的なる流れと世和の
業者の改味と業うけを多く手うけた

十二

さることゝて此絵の墨跡を比較の結果
世和の絵と湖村のこと此の業者の
違ひ多のもの此れに於て其明白の其
心苦めたることの元一つ
一も混しこゝ多く湖村のものを
と話くる世和の改とこゝ
り業者に元業者明治を
る四の元北堂の傍値と明さは
村の湖村日本さし湖村
りもんの高の四五とし業者の世和と絵
湖村と前業と業を

大指主左衛門

湖村の世和左衛門と
主左衛門の絵

押三次郎　　光悦　河
兵衛三蔵院
日　庄山
進藤俊之丞　　兵衛　似
大路次郎兵衛
金勝院　東寺俗号庄流　白洲と云
吉蓮院大僧正
宮本牛助
八木李斎　利兵衛又利右衛門と云
牧犀八郎人　正玄　又李近の人
内侍原宗悦
荻坊菓回　松花堂の人

日光大僧正　　光悦
桃白穀件　　芭蕉之河
京嵯峨山西光院去深　　探幽河
荒木素白
白雲和
名口卑人正
佐々木志津摩
甚乾寺香以　香以云と云
西院李角　法中字　由代洞度　正斎来の人
◯当代の名物客を謝した類を翻てる者の
交ひを編しる三一日を清す申もさるく

雅俗ともに如まく初めを捨して却人の書
簡数十通を得之れを明亞書東と号し
と号せり（帳の如く仮名を以て）も用を以つ
て是を中に輝八す、彩り閑事をすて紀
つきそなる初めて家の書簡及所の内
必ずや保存と値くこと歳百（この書簡
あるべ）序を捨まくしと初めて渉り試み
ること、先也しなる掘もれ切れの人の
書簡を既に抜きこれて、なるべき元の
あるを求んと一通（もなく）備ること得ること
難四松浜の書簡の六通（由之と号する書
簡三通）（えあ人の京と竟井の書簡なり）

十浮云仲の書簡（五通）（まことの通）（沖
也内容おもしろきものあり海名と号して
う称せり）外に久洗の書簡（一通）の書簡（二通）
死を得て、松浜の書簡由之の書簡八枚
人の書簡にて此と伝のべきものなる
を双通書ホ木紙にて久洗の
書簡を多く花
もこれう初めて アッこの得の書
住又こ言ものも 住一又の書簡を
浜こ不能あるも 北書簡を初め家う
巻子を金の家 これて書簡の
うこと文書也 又ある久洗簡に

寄せ候ものにて家に於て修改を要すま
ることの也此等のことの数段を要んとも見
あくずまでのに於いてし（八月十二日
志ります）
○平出氏に古筒を返し紙段戊辰戦争のま
に関する二三の古筒をあるとし指て行て
婦人にも送（さる由）三好甲太郎（秋敬の子）の書状を
出して戦争するの刀を拾ひ刀に依て行て付き
刀を婦ひ出でんとを依頼し文末文に飾を
見苦しき刀てそれを行為に於て見し[illegible]梅
も出来ぬ古里ぬてを与へてもおもしろし他に
四るしを許されし（忠三郎の子）し書状

て呉紙段に出征中のことに関する二通（写）軍
令を伝へる書状も紙段の合紀の地名多く
出所の依頼見つべし他のとき由て[illegible]
土を依りしとの志を云へる書状月
給候ことを而しる御つて戦のまた立
皆くなり嚢中古人之をとありて軍旗
如きに中（雪の下）も得がん当時の如き味方又
七ヶ通）クロ羅紗の服をつけそろて敵
の如きとなるる付上ヶ白木綿のマンテルを
被りそろる数枚れり着るもと依頼の
書状のえ許尾川家より得て古筒
ある紙段出征中の人ときた書 此等

の者尚今世に生存するもの多し（細川氏長談）
（八月十四日記事）
○平山氏と大久保甲斐の維新の意義を論ずる外国人
の説者し困しみ外国の公新を論ずる中に外国商人
況を憂慮し一箇条の改革の必要を
日本の治の貿易政策改革の必要を
心えるものも少なく大改革の必要を
なく動機なる者
自ら為の状況をもって展望の方面
自ら為の貿易をもって富貴のもの
なるかを知しもって維新の文面を

常と後の参考と為すべし、大隈伯の
説を聞き自分の考えを
一層明瞭なるを得たり

但寺金札に関する甚鋭敏なり北東
京者正金貨の高騰と米価民
と困苦なる状況路傍に喧
伝の忍び之迫る今形にては無益
義弗隆後に破壊に及び外国
京摂に於ける金貨の騰貴別の心配程
なく通貨を以一時危難を救いんと
姑息法を立るも是以永世の為
あらず異降但と寒何ぞ此に止る

を知らず候ハヽ弾と術とを尽候次
第と相見得候ハヽ金札の扱ひ候所以
を推及すれハ初めより紙幣
こゝに国家の富庫ハ空虚なるハ其信無
之民心深く付するの歌なるもの
こゝ今一層之実を成モノなり此来れる所
悪幣を物品と輪轉し金札
こゝ之実を失ひ商賈庫に悪幣満ること
十の七八と及其満ることハ
如其紙幣の満ることハ其紙幣の土
凡十八種有之悪人金を求
毒害おこなへ中も御国之種多く悪

延いとり悪幣と本ハ御国と法蘭ハ皆
陰に成候形こ先千年

一日本と於て悪幣を出ハ
こて評判と成り今般異国コンペニーイの
蒸気船多く来り外国交際ハ其本相互
こ有無を通し候為ハ貿易の本
ハ貨幣と成り此貨幣出ハ萬国
不通の悪金を拵く外国人を損失と成
為而有誠こ大事こて雑捨置
こ多く冬り候ハヽ雑捨置を申出ん
内外国の為ハ物論国内人民こ為こ彼ら
貨幣高を之出ハ其の故或ハ悪幣

犬ケ丶侯金を取るべ〳〵数ヶ申之事ハ法制中ノ

一會計之目的ハ約り純粋ヶ新貨幣を発造するの議ヶ決し候得共其迂ヶ間誠こハ之鋳即今之急を救ヶハ於ては苟ヶ発造ヶ悪幣を止サレハ何等ヶ業も行ハんとするあ〳〵く期近のあるを喜ぶ者ハ概数ヶ長大悪いかゝ〳〵形也

一望國前途之事ハ會計ノ主ト不主トニ於テ安危興亡の分る所ろ決ハ其事件ヶ改ヶ外四人雖数を申出政府ロシ開りコトを得さるの勢出是を大患とセさる人や然ヶ其悪幣を発造する根本を御國之目的ヶ定ん候てハ其罪小ろ〳〵へきやハ且臣子たるの忍ぶもきや天下萬世名義の上ヶ於て毫整ヶ間敷ろ〳〵きハ於ヶ其を輔遂す奉るへきろ〳〵ハあるまし成程是ヶ止ヶ止ヶ始て一新の上ハ断ん止めさんハある可ろ〳〵他道今四家ヶ立さるも初めの公ヶ天下ヶ大義を明ヶ國家を振復の基本を開ひしハ諸本意ヶ叶ハさるべし

右我々共評議之形行ニ朝廷上ノ大
基本ニ不立ハ且ツ置キ今日一事ノ上
ヲ以テ直ニ考仕候ニ誠ニ天下ニ面皮
なき心地ニテ難忍至情ニ堪ヘサル前条形行
申上候而厚御勘考之上御同意ニ
相成ハ早々御果決所願也

此一条前大久保利通等其他諸藩
京東在職所由議論ハ貨幣
紙幣通用ハ諸藩利益ニ関スル事
脱特記之而致迄於四民務成
是利益ニ為ス事毫也 福沢諭吉

二十年四月需之紀史概略云
明治三十年四月日 福沢諭吉述

紙文源之をさいしんの事歴を
為のみ忘れ〳〵之を記すに
の困難を蓋し甲午の政府
とり者而ニ元来ハ諸藩ニ
この上書数回之
の八月ハ。去年の事歴を
表を出し古図を過る、前日検出しこれを
外ニ久流の為の書簡二通を
子犯婚整ふ村松七士と共に
一を住一居四
ハ秋のこと説す

元家に伝存せるこの他の一を石川伝平と
人を探しとる書状也 先年伝平ばかり
なる家に存し候 此度これも又久次郎書
簡なれども無つべきなれども又一通家に伝存
を要するものなれども久次郎の書簡の
体を離れ拙評をもとなれども書状
包紙に作一人書をもとなれども
を表す 其寸十四五尺のものなり 高サ三四
ケ月のものを記したる文体なれども其も大
切なる文書也 外に四通の書状 二人ばかり宛
和歌をもとなれども 大腸春
歌一を稲川西あるもの書状各十数通

なれども書簡なれども此に掲人書簡とする柴
中院に掲人書簡と異なるなれども掲人名なしの書
簡なれども元年なるべきものなり 又京乃四
条家の人なる注乗あるとなれども此手也の
書簡三四通 四し四家のやきこの書簡一
通 桂慎平時代主人 拙評の基の書簡
なれども掲人書簡なれども 彼
是拙評しなれども屋し四りす
四こなれども其数を埋又 和歌をよく
なれども其所を記 此なれども四面に
詩あり其記を他なるものの其の家
こなれども木云の此掲人名 活遺世方の

いふべし 柳川は古志郎雁佐
村の人也其和歌の才ハ他に秀て
んなり古志郎は和歌をよくす歌人也西
丸俗称道元也又頓猶ともいふ
又思ふに前に略を存する由之は橋由之郎
亡寛の才なること知られず
雖然葵亭の秀句一二をしるす狂歌
ども葵亭のよみ出せる狂歌人秀句の名
をしるすべし 葵亭は松浜の父也
大江戸浅草の人歌に於ては一
無双上手の狂歌人秀句の名を顕す
す因幡文海なる者又雨中に一句

も出来ず其比は狂歌四方赤良と歌人
一句を書き記すに狂歌人秀句
の外に入るこれは
因幡翁の文は三味線に狂歌師の秀狂
句翁始め狂歌を自ら作る本歌
に志す狂歌師に無意の其の妙なる所以
又思ふに同翁と狂歌の秀句なるは且は狂
歌をよくしたる其の作者なるべし
想ふに同翁細心の人にて捨てし中に
雑りあるべきやいかん
○高卑ある磯は本邦第一人と書く珍重すること
久しきものあるべし其の秘密とせる物挿図

に用ひられてゐたことは佛典の明示する處である。

之を要するに寶柱の主要なる材料は石材金材木材の三種を出でぬ。從て寶柱を材料の上から區別すれば即ち

寶柱 (一)石柱 (二)金柱 (三)木柱 } 現存

今日存する寶柱の多くは石柱であつて、金柱は稀に存するのみである。

第六節　寶柱建立の目的

寶柱は種々異つた用に供する爲に建立されたから、その用途を一樣に論ずることは出來ぬ。宗教的寶柱でも宗派によつて用途を異にし、時としては同一宗教に於ても之を種々なる目的に使用してゐる。

佛教の寶柱は主として銘文を刻するに用ひたものである。古代佛教に於ては幢柱(はたばしら)に用ふる爲に石柱や木柱をも建立したようである。

耆那(ジナ)教(Jinism or Jainism)の寶柱は概ね燈明(Dīpa)を安置する支柱即ち燈明臺(Dīpa-dāna-stambha)として用ひられてゐる。印度教中でも、毗瑟拏(ヴィシュヌ)孤(Vaishnavism)は寶柱を毗瑟拏天の眷屬たる金翅鳥王(Garuda)猿神ハヌマーン(Hanumān)等の像を安置する臺座として用ひ、縉婆(シヴァ)孤(Saivism)では之を幡柱の用に供してゐる。又回教の寶柱は塔に似たものであつて、祈禱の時刻を報する爲に番人の昇る處である。勝軍寶柱は怨敵を退治した功勳の表示として建立する處のものであつて宗教とは無關係である。

高麗燒青磁窯の新發見

李王職博物館主任事務官　末松熊彦

朝鮮の歴史は建國以來約三千年と稱するが、その間に發達せし諸種の藝術は決して二三に止まらざれど、なかに最も傑出せしは、彼の三國より新羅時代にかけての佛像の彫刻と、高麗時代における青白の磁器とこの二者に留めをさすべし。この高麗燒については、その餘りに精巧優美なるより、或る人々は之を韓人の作と認めず、悉く支那人の輸入品と主張せるが、吾人は固より此說に左袒せず、必ず半島内にその製作地の存する事を信ぜしも、恨むらくは當時の古陶窯を發見せず、唯二國作品の異同を說いて前說を否定するに過ぎざりしが、今回圖らずも南鮮地方において、高麗の青磁窯を發見し、且つその概略を調査し得たるは吾人の深く光榮とする所なり。

一　發見の順序

高麗青磁の流麗艶美なるは、萬人の喜ぶ所にして、中にも彫刻象眼の紋樣あるものは殊に珍らしく、高麗時代において之を金玉の寶にも勝れりと稱せしは尤もなる次第なるが、この麗質あるがために邦人の鮮地に來るものは、多く之を愛し、その餘波延いて今回發見の動機とはなりしなり。

青磁窯の現存地　今回發見の青磁窯について、先づその存在地の地名を記さんに、その場所は全羅南道康津郡大口面の

中にあり、詳しくこれを說かばその西端に位せるが尾山、次なるは堂前里にして尾山の東に並び、更に東方には南北に相對して萬景臺及び觀察山あり。萬景臺と堂前里とは南面して相並び、その中間の低地は曲折して北に入り、一の山間をなせえが、その西方に龍門里あり、東方には又盜賊窟あり、是等の地には悉く古陶窯を存せり。

▼古陶窯の陶器莊　大口面の青磁窯も、高麗の滅亡と共に其迹をひそめて、永く世に埋沒せしならんが、その後五百星霜を經たる今日、端なくも吾人の手によりて之が發見を見たるは奇緣ともいふべし。尤も吾人の發見以前に同郡七良面の巡査中島某氏によりて幾分發見の曙光を得たるが、吾人のは夫とは何等の關係なし。今その次第を說かんに、由來康津郡には、元慶善宮の所有地あり、之が監理の必要より、毎年職員を派遣する慣例なるが、本年三月德壽宮附の家弟末松多美彥が同地方に出張し、大口面にて、一つの青磁片を拾得し來れり。之を見るに「サヤ」附の青磁破片なりしかば、更に類品數個を取寄せしに、何れも窯迹以外の場所にては得べからざる品たること明かなりしにより、四月初旬より之が調査に取掛る事に定め、大口面に到着するや、先づ破片の散在地を一巡し、各所の破片を蒐集しみるに、驚くべし、開城江華附近より發見せらるゝ殆ど總ての高麗青磁の破片は續々此處よりして發見せらるゝにぞ、初めてこの土地が既往數年間吾人が知らんとして知り得ざりし高麗古陶窯の陶器莊にして、所謂高麗燒なる名を專にするに至りたる高麗青磁の原產地なりしを知りあり、但つ是等に其陶窯の遺跡の實大確認せざりし小宮次官に電請し、現今の陶窯に就て察すれば、假令平地に築くも尙ほ上り窯の構造を失はず、故に古昔に在りても亦同樣なりしこと、信せり。但し高麗の青磁窯は、支那宋代の窯を寫せし日本古瀨戸の分とは多少の相違あり。例せば日本の古瀨戸窯は自然の山麓を利用して、之に横穴式の空穴を造り、更に煙出しを上方に取れるに、高麗窯は單に山麓の傾斜を利用して、或は下部を少しく切り下げ、或は火口のみ自然の地層を存して天井となし、其餘は上部に別種の天井を構造せしが如き觀あり、又煙出しの如きも、煙筒風に造らずして、窯尻に數口を設け、單に其孔より煙を出せしが如し。其他窯の長さに於ても、大差あり、例せば古瀨戸窯は至つて短きにも係らず、高麗窯は最長九間に及ぶものあり。是等は遙に進步を示せしものなれども要するに日本の古瀨戸は支那の建窯を寫せしものと覺しく、高麗窯は當時の官窯を模せしなるべければ、後者は所謂都會式にて前者の古瀨戸窯は一つの田舍式と稱するも不可なかるべし。從つて古瀨戸の作品と高麗窯の分とは其間に大差あり。是等は皆な陶窯の構造に依つて其優劣を判定し得る譯にて、吾人の尤も愉快に感ずる所なり。

四　作品の精粗

高麗青磁に精粗の別あり、一は瑩然として玉の如く、一は醜惡にして土器に近きものあるとこは、從來此品を目擊する者の能く熟知する所なり。然れども此精粗優劣の差は、元來時代上の相違か、製作地の異同か、其點を明かにせし人は未八木奘三郎氏外二名の館員の急派を乞ひ、愈々今回の調査を爲すに至りしなり。

二　青磁窯の地形

今回發見の青磁窯は、南鮮の最端に位し、木浦の東南約二十里、康津の邑内を距る事南方約六里にして、康津灣の東方に位し、その周圍に山を繞らし、かねてまた舟行の便にも遠からざれば當時の製作にかゝる青磁は恐らく此船便を借りて四方に搬出せしものなるべし。この地は斯く南鮮の端にあるを以て、世の戰亂と關係せず、況して陶土と薪材と共に豐富を極めたれば彼是の關係上永くこの地を一つの陶器莊となせしなるべし。又高麗一代を通じてその作に非常の輕重なかりしは、斯る無爲の地に陶窯を置ける結果たるを知るに足れり。

三　陶窯の構造

朝鮮陶磁器の研究者は、單に其作品を得るを以て滿足せず又當時の陶窯に就て其構造如何を明かにせんことを望めり。是れ他との比較を試みるのみにあらず、又其進步優劣の度を察し或は陶窯と作品との關係を了解せんが爲めなり。然れども舊來三島燒の古窯を發見せる人士と雖も、其陶窯の構造は之を精査せず、故に古今となく皆濃霧中に隱れたるが如き觀ありしも、今回の發見は圖らず其疑問を解決するを得たり。是れ斯學の研究上、大なる効果ある所以にして、所謂百尺竿頭一步を進めたりと云ふも不可なきに似たり。今其略を曰んに、當時の陶窯は悉く上り窯なれども、中には平地に築きしたるれなきに似たり、吾人は右二者共に相關聯せしことを信せしも、今回の調査によりて是等は主として陶窯に基くことを發見せり。勿論凡ての陶窯は自ら前後の別あるに似たれども、主たる點は窯々に依つて相違あり、勿論粗品を出す窯にして、稀に精美の品を交へ、又佳絕の品のみを出す窯にして多少の粗品を加ふる例なしとせざれども、概していはゞ各窯工人の技量如何に基きたることは確かなる事實なり。但し精美の窯と雖も或は彫刻に長じ、或は象眼に妙を得たる類あれども、是等は俱に官窯たりしことを推し得ざるにあらず、而して他窯は主に一般向と覺しければ、作品の精粗は或は斯る點に原因せしやも圖られずと雖も、何にせよ其精粗が常に陶窯の如何に關係せしは明かなり、故に概說に入るに先ちて少しく各窯の重なる類を一言すべし。

▼堂前里窯は精美第一　大口面現存の高麗窯は細密に調査せば恐らく數十窯を發見すべし。然れ共今回實見する所に依りて察するに、其精美流麗天下第一と稱すべき作品を出せしは、堂前里第一窯にして、此箇所に存するものは薄きこと紙の如き類あり、青きこと瑯玕の如き品あり、殊に紋樣の纖麗にして風韻に富み、而も其技量の縱横自在なるは眞に人をして驚嘆せしむ。去れ共此地は古く人家建設の爲め地を切り、段畑を作り、其主たる窯迹を取り去れるにより、當時の陶窯を知ること能はざるは千秋の恨事なり。次は同所の第二窯にして此迹には陶窯あり、作品は重に象眼にして青色の美は第一窯に及ばずと雖も、其大作を試みて、而も象眼の美に一層の特徵を表せしは、又以て第一窯を凌ぐに足れり。故に此二窯は

兄弟と曰んよりは、寧ろ梅櫻姸を競ふと稱する方適當ならんか。次は觀察山下の陶窯にして、此地の分は吾人多量に採集すること能はざりしも、其作品に因つて察するに、堂前里の第一第二兩窯を兼備せしこと彼の丹青界に於ける南北兩派を合せしと相似たり。唯だ前二窯の如き名品を出すや否やは不明なれども、孰れにせよ鼎足の觀ありて、其優劣は容易く斷案を下し難し其他尾山窯、龍門里窯、盜賊山窯、巷洞窯等數多あれ共、是等の作品は遙に下りて前三窯に比すれば、宛も文展の傑作を見て勸工場物を觀るの思ひあり。然れども、巷洞の陶窯は、其作品の單純にして最古の風あるを以て、此點は又珍とするに足れり、願ふに斯る現象は日支兩國の古窯に於ても亦同樣に存するならん。

以上は窯と作品の精粗とを解說せし次第なるが、更に概括して之を曰んに、各窯とも其遺品の乏きは、彼の小作品なり。例せば香盒、藥盒、油壺、白粉入の如き類は其物小なるが爲め、破損の憂ひ少かりしものか、何れの陶窯中にも破片乏く、中には絕對に其ものを出さゞる例もあり。勿論他日是等は品種を主として作製せし陶窯を發見することなしと云ふ可からざるも、其多くの例を以て推定を下すに、全く前條の如き結果に出づるならんと信ず、又右の諸窯中には往々青磁の繪高麗を出せども、其作品至つて少く、又其製を見るに繪高麗は概して重ね燒の場合に、其最上部に置きて針迹を避けたる風あり。此點より見れば、當時此種の作を重んせしは明かなれども、現品に依りて察するに、右は決して傑作、優品に限るにあらず、寧ろ他品中に秀絕せしものあり。故に繪高麗は、只だ製作上困難なりし爲めか、或は作品少き爲め、當時尊重の度高かりし爲め、殊更斯る手段を執りしやも圖られざるなり。又此の時代の陶磁器には、「サヤ」詰と重ね燒との二樣あり、又大作品は砂高臺を置しやと思はるゝ點あり、然れども遺品に依て察するに「サヤ」詰の分必ずしも優品に限らず、重ね燒のもの必ずしも疎品ならず、故に是等の用具と陶磁器の精粗とは、一樣に論すること能はざるなり。又此外に鐵砂釉あり、天目まがひあり、然れども右は未だ苦竄せしもの、若くは數者附着の品を見ず、加ふるに破片の類寥々たれば、假令當時之を造れりとするも、單に二三品を試作せしに過ぎざる可し。

斯く高麗燒の精粗を古陶窯の上より觀察すれば、從來の豫想に反する點多けれども、何にせよ、色彩光澤の美は主として火力の度如何に原因し、其弱きものは釉藥に混濁の迹ありて華麗ならず、其强烈に過ぐるものは黃色を呈して靑磁の本質を變じ、而して强弱宜しきに愜ひて、而も其釉藥稍々薄きに失するもの、尤も精美艶麗なる觀を呈せり殊に紋樣美との調和適度なる品は、兩々相對して宛も錦上華を添ふるに似たり。

五　高麗窯の前後と陶工

康津地方に於ける高麗窯の概略は、以上の記述に依つて略ぼ明かなるを得たるならんが、此結果は支那輸入說、又は舊都近傍の作と推測せし疑團を釋くことを得たり。然れども其陶窯の前後及び工人の如何に就ては、尙ほ充分に知り得ざるにより、玆に吾人の卑見を加へて、左に其要點を略說すべし。

高麗燒全般に就て、其新古を論ずることは玆に記するの要なきも、今回發見の古陶窯に就て之を曰へば、巷洞の分は尤も古く、堂前里の第一、第二兩窯は、其盛時に屬し、尾山窯は同時か、若くは末期の初めに屬し、龍門窯は尤も後れたるものゝ如くに思惟せらる。而して其前期、中期、後期の陶工は如何なる者ぞと云ふに、其詳細は素より推斷し得ざれども、彼の堂前里の第一窯は、支那宋朝の工人を招聘して造らせしものにはあらずやと考ふるなり、何となれば、其作品の形狀、紋樣共に支那式の類多きが上に作技の風が水際立ちて卓絕せし點あるは、舊來の陶一が徐々と上達し來れるものとは大に異なれる所あればなり。殊に此の一窯は「サヤ」の類を始めとして、重ね燒の受臺至つて少なく、其の燒造法にも幾分の差あるやの觀あり。又釉藥の如きも單に韓地發見の產のみにあらず、支那輸入品を交へたらんが如き迹なしとせず、故に吾人は凡ての靑磁を支那輸入に出づと云へる說には反對すれども、其最盛期に入らんとする時代には、少くとも支那の陶工を聘して之を師とせし事情あることを推定せんと欲す、是れ從來の假想說とは異りて、古窯調査の上より觀察せし點なり、而も其比較と半島靑磁の起原とは採集研究材料到着の上、更に研究を重ねて世に發表すべし。

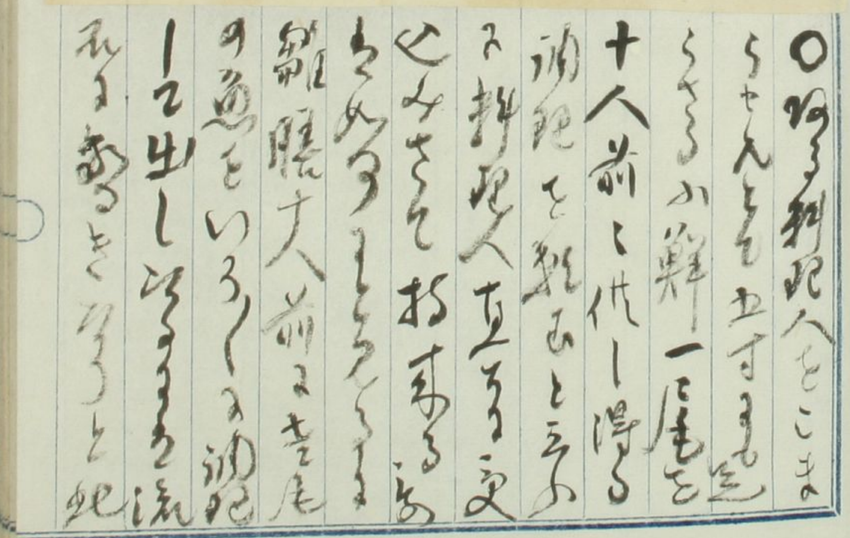

此さる板書語るもの
味如て解決されとす
○浄益の小火蕎を縫ふさしてよきを
云ふなるべさ其の包紙と浄益の名刺
の裏を利用せられたる書記帳の紙を意味す
しと日次蕎入と云て用意おもしろく
書きて包み紙に記すこと出し
浄るこのとしたるとき、筆人の刃を言いつ
しめるなるべし
○前掲芸者洲崎も云ふ芸洲角茶
の角結者一名芸人の手の伝もて恐怒
宿せしこと為なるべし浄益と答ること

貴を金ともに元千の謝おを出す此一名
を禁中のなる芸者為吉間一名と芸者芸
洲を称する必次新 也
○近年出めと諸人を法動をまく別りて
こと出ることなるこてを法動をまく別りて
エライこの也西新をさまくこてを知覚
者の場来を伝まること探偵この也探偵
西渾の不得る探偵(Detective)強く名探
偵の伝記を完成を使
人のれまて此
往のこのこを探偵をつまるハイカラの使
ハイカラのの年のあう之れを以ものも

明治二十五年三月十七日第三種郵便物認可
報知新聞 第二號外
大正三年八月二十三日

○宣戰の大詔

只今(六時)左の大詔煥發せらる

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に獨逸國に對して戰を宣す朕が陸海軍は宜く力を極めて戰鬪の事に從ふべく朕が百僚有司は宜く職務に率循して軍國の目的を達するに勗むべし凡そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡し必ず遺算なからむこと

官報 號外 大正三年八月二十三日 日曜日 印刷局

○詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク職務ニ率循シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ勗ムヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ必ス遺算ナカラムコトヲ期セヨ

朕ハ深ク現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ此ノ時ニ方リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ其ノ租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜戰備ヲ修メ其ノ艦艇荐ニ東亞ノ海洋ニ出沒シテ帝國及與國ノ通商貿易爲ニ威脅ヲ受ケ極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ相互陽意ナキ協議ヲ遂テ兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルカ爲必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ尚努メテ平和ノ手段ヲ盡サムコトヲ欲シ先ツ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ然レトモ所定ノ期日ニ及フモ朕ノ政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス

朕皇祚ヲ踐テ未タ幾クナラス且今尚皇姑ノ喪ニ居レリ恆ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル朕深ク之ヲ憾トス

朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス

御名御璽

大正三年八月二十三日

内閣總理大臣兼內務大臣 伯爵大隈重信
農商務大臣 子爵大浦兼武
外務大臣 男爵加藤高明
陸軍大臣 岡市之助
海軍大臣 八代六郎
大藏大臣 若槻禮次郎
文部大臣 法學博士 一木喜德郎
司法大臣 尾崎行雄
遞信大臣 武富時敏

明治二十五年三月十七日第三種郵便物認可

報知新聞 第二號外

大正三年八月二十三日

○宣戰の大詔

只今(六時)左の大詔煥發せらる

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に獨逸國に對して戰を宣す朕が陸海軍は宜く力を極めて戰鬪の事に從ふべく朕が百僚有司は宜く職務に率循して軍國の目的を達するに勗むべし凡そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡し必ず遺算なからむことを期せよ　朕は深く現時歐洲戰亂の殃禍を憂ひ專ら局外中立を恪守し以て東洋の平和を保持することを念とせり此の時に方り獨逸國の行動は遂に朕の同盟國たる大不列顛國をして戰端を開くの已なきに至らしめ其租借地たる膠州灣に於ても亦日夜戰備を修め其の艦艇荐に東亞の海洋に出沒して帝國及與國の通商貿易を威壓を受け極東の平和は正に危殆に瀕せり是に於て朕の政府と大不列顛國皇帝陛下の政府とは相互隔意なき協議を遂て兩國政府は同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するが爲必要なる措置を執るに一致したり　朕は此の目的を達せんとするに當り尚努めて平和の手段を悉さむることを欲し先づ朕の政府をして誠意を以て獨逸帝國

禁轉載

青島攻撃開始せらる

我○○は四時青島を移す

日午後四時青島攻撃を開始せらる

危機到来

日午後○時○港を出港

○○とされて○○より

出征艦隊司令官

艦隊主要司令官は左の如

政府に勸告する所あらしめたり然れども所定の期日に及ぶも　朕の政府は終に其の應諾の回牒を得るに至らす

朕皇祚を踐て未た幾くならす且今倘皇妣の喪に居れり恒に平和に眷々たるを以て而かも竟に戰を宣するの已むを得ざるに至る　朕深く之を憾とす

朕は汝有衆の忠實勇武に倚頼し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を宣揚せんことを期す

御名御璽

大正三年八月廿三日

各大臣副署

發行兼印刷人　中村政雄　編輯人　横前正輔
發行所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　報知社

[illegible]

○世界の大紛乱は到頭東洋に波及し今や宣戦頒布の燎成を見るに日本の行動正徳を勝ち得方面に局限されると云く英と我国の交渉を以て独の東洋に於ける唯一の強民地を略するは英の許する所にあらしむると云ふ

○世子乃ち近く迄すんせ出の話るを云く見れさる西洋人を以て回採衣観の餘西洋人は我と交しも国独立ある基をこ掲して基督練習中の分子もをして挿条を立て、直れをしめ給う、西洋人を(両)

ハ如何に手前に意志を留めおかしむる物と云ふ
こゝかるおもりの三手のみ回を注きする事あり
まゝの絵をとり藤めんとするやうにみなし
わる行動のいつもよろしく萬にあらん
あるきん不風しやうと云ふくり北の洋人の国
に或ゆる芸の心はあるしと覚えし大抵に
あの前まてを熊野を武さいんかる
うたて武に元段をえり続ろひ試
に從えの意んかるを驚き上る気す
うすを為すまた女子の事態あるは皆
用うてまたこと事も乱さしける所なき事
偽りなし大切とする所あるも猶人のこゝろ

意を注ぎてこのけいさんなりと藤えぬれ
ることを願ふ事意を得たり（大正三八月
井岡広等中まてありて記す）
○天徳の年号を刻し且つ法隆寺刻銘
のある金銅の小皿大の供養盆七枚
と永久の年号を刻しある同を奉
入のたる物ありしかると二個買ひぬと
示し来るものあり供養盆を數を三合
さその経也なきこの互ちまた路ひと共に
係る木村金帝に経を成真に
任岡と自らして真贋判しう於たる
也鑑もしかるにきたり
（以上）

口田浜村なる二名の貴宣の中の道路洞
川大蓮（寺名）の寺領数十町あり道
海を田畑のごとくなる人と共に文政
おのづから天保度の倉敷
をそ一面の寺社なる永久寺の住職と相談
えんなる行くを始まりとなり
俗をなしことなり
の人なる後に天保度の倉敷
北地地人なる安田の旅宿家なる
四郎兵衛方北人巡の名の所
なるも夢なる俗なりとなる
の寺領中北人のなる

似なる内子仲年の北家屋と特に洞つ
つきかめきしことを誘う保田の旅
宿の主田家屋茅の祖田南なる人得
時義人諸氏の屋田中かなる
なる橋屋の前なる仲兜の石碑なる家
れ出ひなるなるこなる北なる秋
なるくなるのなるなる
屋なる深山なる代なる
高なる住なる一の屋なる
りなるなる北の洞門なる
田なるなる寺なる北なる保
道なるなる北なる長
前なるなるなる

海を於保の浦家なる所に交りて
方同なるも道海に於しなるを思
いる如の河口かあるを
まを安房を尋けるに
詩を投ぜん前田藤
て後角の妖怪出て河つを祝
き祈禱せしに元亨甲戌年
妖怪出するとう新撰とう仏
ぶ河伯とうとうの丈のときに来歴も
知れか旅屋茶に和尚
確すべき弘知寺和尚
道の書状の中に

七才の頃つを弱みある事と称び
まつて恵を咲のセうつて[illegible]
くしたの内恵の味を知りつまくべし工
ラリうとうとうと咲つてもいけません
とこんなものの話也
右記し侍るも古[illegible]執筆の玉壺集
附侍を又ここ中に三侍のうたを同
ゆえん秘伝の紙みなを寺の侍りう
吹寺武多記稿寺南紙永平寺と任
禅りうまま格つ勢家と世入りけん
バ弾と江戸のうまり侍を日蓮と通れ
なうとうう大義つ(ゆえなる)ハ尾州徳

川家の大老使任職ても河つの者子
河つ天の義ハ者なの観音寺と称う
すとあう

○前ニ記ル通り岡井順義者爵を嫌ス
岡井家ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ニ三通を[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]朱印
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
○山本姉ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

生徒も殆ど絶せ此の高時秋帆の高恩を
感じ来るこの者共に御本人切に謝恩を
深く勉学を奮ひすべきよき恩也姫
路

○三者共に高井高橋地紀等的の者共なる科
能典流生の者共なる故行相の高名
の四五を挙げ御の御つきを
りとて徒利の利高を立てんとする高
を高井の高名行高せしも奏功と解けす
果て双方とも余に解決を求むるも
なるも四藩堂崎を現ずるを余の無理不
当なれと一応の分けなるも高井再

三法の法を仮うも敢て御に恩ひす余も双方
に向て余を仲裁高の者なるを又仲裁高の
を現ずるの年紀高名の説法し
まするも五三こいまよき仲裁高こを
双方科高典を仲裁高の者又特
ハ此の典高あるを高俗を自ら有み
て収めさるを得ず又某を此の典高の論に
驚くさるを以て説き面人生屋服を
余の此の学典を典高を自分の立場
あんが高名高に法し難し但し自分の高
高もこの問のんとそこを見るも関係する自
分を立成所のあるを立てる御何分宜く

陰なしとなや陰なのすゝ程ろには其役にすゐ雑
きみ思ひありて自分の為ゑく我徒に事するへき筈
なしと富家ニ往き我儘を働らくを責め
方にならし一応謝しゐるを以つて自分も
深く追窮せず當年の方針について
自分の意見を陳へ少らす理すへ余程を
せて荒悪を堀散するなと云ふかり金も行状
り上学習とよりかも義ありん其事こそと云
らんう候し自分の主張の行ハれさる上
大概海岸崎に其代り自分の学問を可
とし為す上にて立ちの覚悟也（八月
廿ち日記）

○先比地青山坂口出嶋にて琢うるより結ある
りし　大江広海青問せらる　鄭逆せし事
るあるの　為ちさ青年なきく　書きいきまを疑
書和歌七二首よく和歌の上手なる旗家
故し気等行ゐる中に米二戸呂
口の為ゆある和歌因のすゝを云ふ也　青状
小館にも左右うて来也青年細人たるを知る
されと細人と思ふる　大江広海を因為と
ゆんの人もそ翁の文は字ぞ得に広海を案
明に出て門戸を張りいるあなる一派
以上也
青年少兄の為しなるこそ　初ニ為の

志田みゐゐると氣色ともみゆるほとひのけ
わきかへる月のかげをそこなひと
もろきさへみしらるも
露のいのちをたのみける

又総し

二葉はよおもしろき一段あり
此ころ式人きうきい世いとむしと
志きりといひ侍るなるともいはれ
もろしおもしろいぬしいはそ
思出の淵まなしとかの子
其の中は
こころしきて

一秋とふらんハ志ゐえし
この世を我ゐつとえん
とこしへなる人もいふのき
おもいろしてなつもみなるつきそ
まことは細うしこそころさとゆ伊
我をなふ一つの遲れて
さらなりかまやうていそしく
あきもとし傍云と

とちり
七月廿四日大江朝忽と同じ者
架中未知人の書簡なし知人書東の

其音を載せて家長の孫とすと云ふ

（八月廿六日の記）

○小田の峠柱書に云ふ章山大井前堤の小瞰を踏み大井前堤芙蓉湖つゝみの文七のつゝみ又六又の書も北の瞰

堤去る夏の山形也前堤又石毋と云ふ又

小船の瞰あり云ふ豪の帳山茅元と云ふ

富を除み所書を所とする所なる

而も茅中北の小江なる敢て所けな

（文）

○宮の文元禄以の遺の文会を一生と

甚しくこゝのを瞰ふ 紙五毛古ち

の後ありて文一人一ありて

ちう二ふの三ふと連続せるあり二十ヒ

ふどちう中又名のちうあるあめも

ちう流元と此代のあるあ文蓋の疎

こゝを吉も駁い〳〵言葉の味

ちう、在あり吉の岡の樣ちとして双

道堂中六此ふを潮〳〵一のちう（八月廿

九日記）

○教責と尾のなひ一帳廣田村元之

六中此瞰一絶を吉て訪庭ちる傳言

きこゝを婚元未法ちる訪三元

廿月元清太白の杉理深ち山

飯塚藩興亡紀　第廿六　廿六面馬

首途朝大林寺行

○五十嵐山に登る　曾祖父三郎兵衛の墓碑を拝
公用九拝文　荻原秋岩　義孝　寺家の歴史
をもとめきこの家に拓本を二帳に録して
手本とする所なり　墓碑の全文を自身写し此
を神墓無　墓碑の全文を自身写し此何
るこの墓碑　不行　生　此
ゆくゆく　此　此
此の墓碑を　此　此
墓のもとに　此　此

おろそかに思ひ一も世界廣大の大海
を知ることを叶はずと思ひ立ちて打
立ち　忘れ　家に拓本の心得
あるべき思ひつき　早速
風流の方面　二三枚の拓本
を得へ　一も　他に一
手本配の潮　を神の方面に供せ
ん

（八月廿九日記）

○高田の方の拓行り紀勝寺　漸く出来て
朝手元に来る　この方　全く　嬉しく一
度帯を入れて　拓　海義　載せ

り、午後ゴルフ場に行き、英国軍人の
の二人の者の英国の名士を見物し、感慨
あるる所殊に興味あり。夜二三の印を
物せんと

五月十二日　活動写真見物

活動写真朝の活動写真云
ヒロイン、アンス、マン
ヒロイン、ヒロ

活動写真の高尚なる倫敦
市街の一部眼に入る。行き、ちょうと絵画
見る例なれば、ちょうと計らん有る所のみ
ハウエストミンスタアとして眼前に特
り、大建築ハ英国議会ハウエストミン

ハウエストミンスターとして、余輩を英国憲法
を研究し、パアリヤメントの歴史を
其沿革を詳細に説明する所なり。而
して我国に於ける議会の発達
沿革と併しこれを比較せば、
ウエストミンスターアベー、既にウシ
ントン、アービングの著述せる所
りこれを読んと三千年以前に属す其
英国史を研究し英文学を研究する者
其中は英国人なる英雄豪傑
人、文豪のことを詳しこれを説
者のこれを知ること英国史を研究して国

ゑ其側に起れるハ清隆といふべく
深き感慨を禁ずる能はず
十七日 ウヰンゾル城郭を巡るの條に云
ウヰンゾル大公爵を迎ふ公爵ハ閣下に
高き窓の上に立てるウヰンゾルの新宮を巡
むこの新宮を所謂ウヰンゾル、カウスン
として中古の代の城郭を今日に保
存し殊にウヰリトリヤ女皇ハ大修復大
任を施されて新築に位まえんとす
ハ中に一元十五の美の家を得たり
しも世を挙げて稀有の乱暴をお免
山口開放の義を撤しまこと

まゆゑ(ゑ)スニーン町に自
衛車の疾駆する間に端なく大喜章
頭部の古跡なるランニミード及チヤー
タアアイランドを巡る英国高位と高
位史とを考攻する余ハ之れを
又たき高を外にして
ばめるもん時に
うかる割愛の色を
ゆゑ場所を自働車上の指揮
書を送らといはば
伊豆の極小島に
ずるべき高きと

十八日　ハウスオブコモンス傍聴の條こゝに
この日午後三時ハウスオブコモンスに
ゝて議事を傍聴す　この日の日程
は Orders of the day の三
議案にて左の如し外国人の出籍を論ず
つゝ歌うあるさんとを Parliamentary Pract
ice を調査す　海軍義しるる金のゝ元ゝて
議場内の交京一とゝて議員を起すの稀
なりとゝて無し　議ちの議ゝを整理する
の法議会討議の終結採決の方法ゝ全
く議事を妨ぐるものなきを認めたる
ゝ前年議会しゝて
下ゝ而も特ゝ今の議しゝて議会を

大臣をの写ゝ於ける質問応答方法要領
をゝゝゝゝ我国の議院規則（第一編第
の部金ゝの要点とゝゝて調査しゝるものゝゝ）
ハこゝ点ゝ於て多くの改良を要す　又
者一の出しゝゝゝ議会の議院に較的冷
静ゝゝてこゝ議しゝヒヤーの形のゝも
慫慂過ぎるの一ゝゝ議会おゝゝ
と呼ばゝさるゝゝゝアースキンメーの
名著ゝゝゝ金ゝゝ説ゝゝゝ
下院の速記狭隘ゝゝ（ゝゝ）ゝ
ゝゝゝ議会金印を
陣営主義ゝゝゝ議場の如く議場の直中ゝ

主として首領を（ゆ金）の流弾を受け故郷なるおの
〜ゆ金）ウエストミンスターアベイに立
葬り出づ Statesmanship（ステイツマンシップ）とは
Commerce（コマース）なる古来大理石の肖像
政治家もろもろ皆おのおのしみるるにいたる
誤つてマコオレー卿の墓石の上に立ち身
を被せんばチャールス、ディケンスの墓
石を踏むもいつの代まで其成あきて
并ぬ）を以て故郷と呼ぶ
故郷の記憶を失ふ故国の話中余の感
動しるる所英国人も亜の
又の表こいや知るべし（大正三年八月十五日）

記）
の欧洲の大禍亂を今正に開らんと欲す
るや巴里を始めとして露も亦仏蘭西を衝う
んとするもまた巴里を始めとして露
う仏蘭西を衝くもまた早く始るべき所は巴
里を始めとする獨逸と露西亞とに為れし
おし得べきや否やを敢て問はんとする所の
勝利を露又は仏蘭西に帰すべきや敢
為めに形勢を変ずる英の海軍力の偉大なる
ることは此を以て遠く全欧
中露西亞と文明の協和を図ることは英国
なる人類此なるの戦乱を経るの方面に於

て於ての教訓を異にするに至りたるなり

一小國と雖も國家の危急に際し兵力の強弱一の如きを之れを白國に及ぼす

一兵力充実と雖も統一を缺き指揮其宜を得ざるときは戰敗の本なること

一要塞の國の防禦の如き意外の強大なる力あること

一飛行機飛行船の実地に応用せられてあらざるも戰場に於て偵察機と共に敵と戰ふこと

一共和國に於ける兵力の振はざること

を佛國に於て徴するを得し

一社會主義の意外に微弱なりしこと

以上の諸點に於て意外と共に新たに得たること

○大陸軍和の両流と日本の陸軍と殖民地

支那島を攻略するの用ひ九月の末なりと云

小背面を攻撃する能はざりしの機会の

義務を義務とせざりしの兵数を多くす

ることの如き要求利加と衛戍すること

ひ方とを共に其手段の如きの兵力治

南洋に於ける猶太の植民地とに欲す

[illegible]北條氏の滅亡を得策也[illegible]んを
英雄日記に曰く[illegible]を[illegible]くべしと云ふ
（大正三年九月二日の録）

○[illegible]年前自分の[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]と思つたのを大[illegible]思ひまゐ[illegible]て世
界を[illegible]時[illegible]人の退[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]人の再出を
[illegible]動する[illegible]の大乱のことき
[illegible]の[illegible]の大きさ
[illegible]とんでの出来
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の大乱を事[illegible]
軍法ひろく行はれ白耳義の十四を以て
して意外に義を敵ひ流石の猛勇も一時攻
めかねつゝありしが力打ち矢おきを[illegible]
[illegible]に激し皇帝皇子あり
[illegible]に敵けんとすれども[illegible]
[illegible]
都をおんどしに移さんとの論ありしが
行幸の四里を隔てうすこと数[illegible]
のゆきくるる都[illegible]
して間里[illegible]
四の軍[illegible]

一流人あり[illegible]
四つのペーたん帝じゃ[illegible]四方八[illegible]
[illegible]地震[illegible]
味しもじーなーズブルグの[illegible]余
しなりを[illegible]
グラしゃドを攻めることとき[illegible]
[illegible]の四[illegible]軍法や
[illegible]
[illegible]
[illegible]世界の別[illegible]
終に何[illegible]
[illegible]
[illegible]

々産境に遊ぶ人庶幾と為す者あるべきか

○御当の人の吉東を尋ねて又たく〳〵北ところ思ひ立ち、さて今年筑中に帰りしかども此ころ如何なる故か遊覧に託して湯に入る者を伴ひ、どれもの人の遊覧尚なかやと誘ひ捨てまうまうまこと寒さかな

五十嵐浚明　銚木牧之　鈴木長蔵
巻　蓑洲　柳湾　傳良竟　鈴木松浜
鈴　柳湾　大江廣西　稲川西邨
佐　山嵐　稲田之　大脇春嶺
紀田屋藤村　井上桐麓　四三衣手子

藏谷北洋　和泉屋定
傳　通佐　桂屋巻
大行一義　中沢玄仲　三浦左平
於屋橋坪　島津圭斉　前島春
石黒洗斎　大屋藏　星屋恒
小林南谷　河井老三郎
北斗舎の交りの御人の吉尚と
御ものこゝまい略す

○橋屋の義行撰佛都を越嶺すること
と聞きましたが活橋とまうしてある
橋ものの紙数屋の紙数ものの

○飛行機の活動

海軍軍令部

大正三年九月六日

海公報第八號

加藤第二艦隊司令長官報告（六日午前十時十分着電）

航空隊よりの報告に據れば金子（養三）少佐和田（秀穂）大尉武部（鷹雄）中尉の搭乘せる一飛行機は五日午前膠州灣上に長時間の偵察飛行を遂げ青島港内の狀況を瞰察し且無線電信所及兵營に對して爆彈を投下し機翼に十五箇の敵彈を受けたり又大崎（敬信）中尉藤瀬（勝）中尉の搭乘せる他の飛行機も之に尋で膠州灣口主要陣地上を飛翔し有益なる偵察を行へり兩機共乘員及機体に何等損害なし本戦は前記諸勇士の勇敢なる偵察により敵狀を詳悉したるを喜び特に敵彈を冒して爆彈投下を決行し彼の心膽を寒からしめたる三勇士の勳作を壯とするものなり

○爆彈投下

我が海軍飛行隊は豫て膠州灣外の某地點に根據地を構へ遥に青島の空を睨んで偵察飛行の壯擧を敢行すべく其機會を窺ひつゝありしが五日早朝日輪の東天に輝き出づる頃ほひ飛行準備全く成りし二臺の水上飛行機は相前後して其の勇姿を膠州灣外の天空高く現はし青島を目指して勇ましくも突進したり此日の天候は薄曇にして微風絶に海面を撫づる位なれば屈强の飛行日和なりしが先づ海軍に其人ありと知られたる金子少佐の操縱せる一機は曉天に發動機の音高く響かせつゝ非常の高空に昇騰し然る後機首を膠州灣口に向けて驀進し青島市街の上空に達するや茲に巧妙なる旋回飛行を試みること數次具さに地上を瞰下して青島一帶の偵察を完うし更に陸上の施設を巨細に物色して携帶し來れる數箇の爆彈を取上げ同島の無線電信所、海兵大隊兵營等を目蒐けて之を粉

碎すべく投下したり其結果は未だ審かにするを得ざるも無論相當の効果を奏したるならんと信ず我海軍に於ては戦前より爆彈の投下其他に關し充分の研究を積あるを以て同日投下せし爆彈の破裂せざるが如きことは斷じて之れなかるべし斯くて金子少佐の飛行機は約二時間餘に亘る大飛行を繼續し青島諸砲臺の空上を縱横自在に飛翔すること恰かも天馬の空に騰けるが如く遺憾なく偵察の目的を達したるが之れを仰ぎ見し敵砲臺にては狼狽しつゝ小銃を空に向けて盛に一齊射撃を試みたり而も我機械及び操縱者には一つも命中せず金子少佐以下無事にて歸隊したるが歸隊後點檢せし所に依れば該飛行機の翼に張られある布に十五箇の彈痕の穿たれありしを發見したり又大崎中尉の操縱せる他の一隊は金子少佐等の歸隊する三十分前同じく天空高く飛昇し金子少佐の取りたると異れる航路を選び青島に向ひ港口砲臺の四邊に於て旋回飛行を試み充分偵察を行へり敵は此飛行機に對しても亦猛烈なる射撃を加へたるが敵彈一つも中らず無事に歸隊するを得たり而して右二機の齎せる報告を綜合するに港口附近の狀態は手に取る如く充分に判明するを得たり左れば此勇敢なる飛行隊の壯擧に對しては加藤司令長官も非常の滿悦を以て其偉勳を激賞する所あり殊に爆彈投下の任務を完全に遂行し得たるを嘆賞して止まざりしと云ふ

（某海軍參謀談）

日誌之ヲ記ス

我邦ニ於テモ

飛行機ヲ實戦ニ用ヒ且ツ爆彈ヲ投下スルヲ始メトス

（大正三年九月六日）

高橋〻ニ於テ之ヲ

○吉岡四五日間留まりあることなれば
松平家にて出てなりたるものなれば
松平頼福の訪問に
黄門いかにもして
なるべくは
さまざまとて
二日間西山
理公の書状を
山二位局
東宮十九才
記し又皇后
の文をあるを
あの心を
光圀を
柳原愛子
別に心光圀
光中
一通の中に
と云て
柳原愛
寄る書状を
心

十二

光圀を伯母と称し安産のまうし心光
圀を柳原愛子の命家松平
婚ちし人うまれ
中山二位局
光帝の生母
女丈夫
の命
光帝
松平
養育
宮中
内々
光圀
と
光圀
と
ことを
子の
祖母
光帝
今上御生
母の書状を
光帝
と
と
と

[illegible]年頃初[illegible]
[illegible]の関係[illegible]
也西山公[illegible]
由と雲名の[illegible]
[illegible]
中山二位の書状もまた[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

弘前藩図書館

林昇

九月七日　四谷平山氏と
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

平山堂用箋

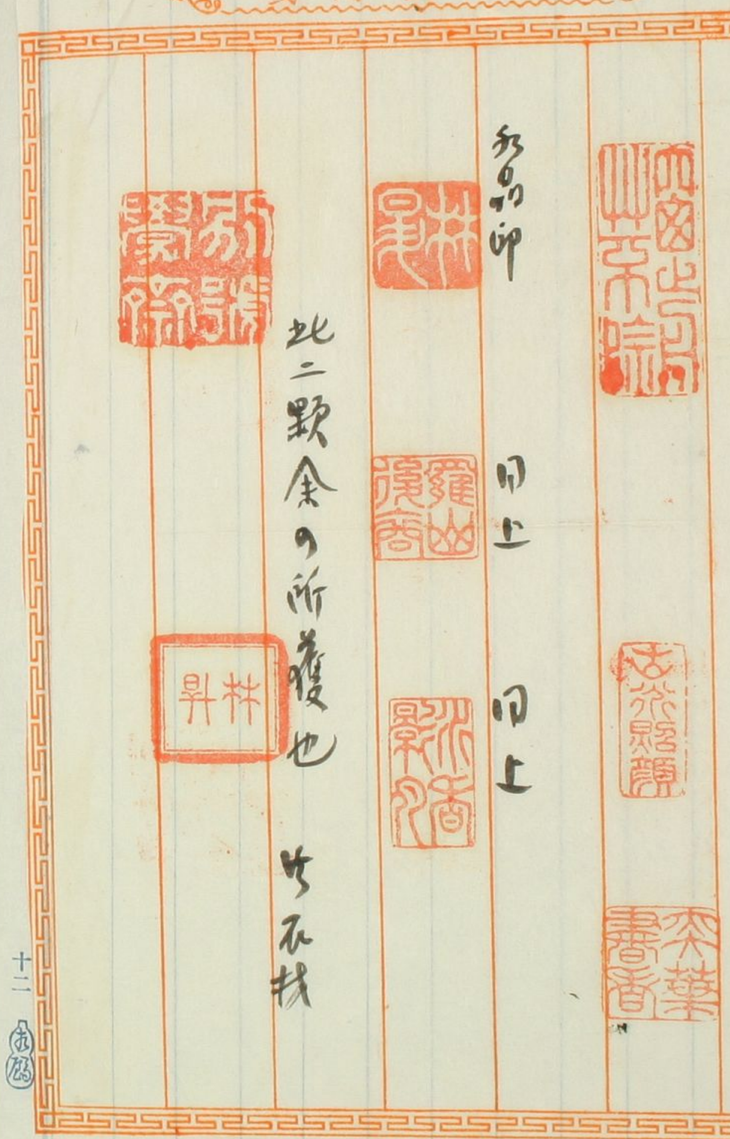

北二點金の所獲也　竹石居

電話番町五百二十六番
東京市四谷區尾張町壱番地

○高井蘭陽二字額寺に設ること高家の在に掲んと欲す

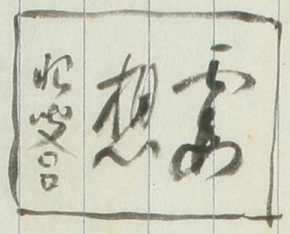

竪一尺許
横一尺三寸許

井家山義

○欧洲の大戦乱を六ヵ月後の異味を一言交を報ずる四字義の為め元改と
あひとと共報ずる
東天の猶を留ひ白耳義軍と海山仟

交通絶を杜絶する目的を以て四方ブリュウセルを出発し北進しかるに白耳義軍は抵抗を試みず獨軍をして マリスの西南を迂回せしめ之後デイル河を渡り堤防を破壊しかるに獨軍のかかる一面作戦を没し獨軍は奮つて騎兵大砲を進発し白耳義軍の砲兵隊は小勢の乗じ難き地形し獨軍の死傷少千を数へたり

第攻の失敗

第攻の失敗の原因は獨軍の於ける最初の目的を得ざりしの軍は軍紀軍法を誤りたるのみ

○英仏軍は戦前に流動を防ぐ為の協時機会を最も一段を示すの軍を機決するまのかかる堂流の言論をなすべしと防御線をなるべき動を敷ひ改方を陸軍編成の形式をなすべし流動を立て終に敗を出し流動を出だす白耳義軍は敗を吐くを由義なくせしめ敗軍を紀の敗法をなして英仏軍の一時は機会を捉行を義者いしなる流石改方全くこの式のまるも紀の場合解散の原の利を全く形為軍を全く一段を心をひ流をるこしなる但ひえうの

め海外[illegible]金を用意[illegible]
[illegible]と用意[illegible]
[illegible]を得もし[illegible]
[illegible]の駆慢の結果の[illegible]
[illegible]を敢て[illegible]
[illegible]首[illegible]
[illegible]
[illegible]

△後の方に長き竿の先に鉤泥を付大略
の場所の人の目きき場所にいれ陸にとる竿
八丈を五尺に六尺位の丈縄を同者人つれ
皆々張り一元波間を持ぬとして
りけん小後にも寸法をいけんたを解し
う後を後方を顧みけん小船の人を此上を
引きおりつて行うんとなり
△式岸長の方にて山を家を高
きして四方に出て家を潮を山位の年寄
ひとを用をいを入用をは供者を老い
さくしを山をもも高の今まもの高の
打物をうけん小云四方の波不を立こび主

第木を拾ひとり供者をいけう深の小
重箱を棚の上げの別色に入を出び重
す供者を徒の中を用意の拵設
を楽しを中飯を認の穴伸を供の日晴
の今日を内をとを沿の中を従しこの中を
睡眠を解をを出て寄をを供高の
中ををけをを拵顔一天あをこをを憶中
を拵す物す四方の一杯を元を出しをんい
供者の者の者を必言る面白をを帝
祝しをとをを内を封度の紙をはぐしはぐ
しををこと七の者をを元をを朱銀
一枚を出し投げを四方是を鄭重をん

[illegible]

△[illegible]寺の[illegible]閉の[illegible]
[illegible]托鉢[illegible]寺の[illegible]の烟家外山氏に
[illegible]の外山の[illegible]を[illegible]末果さん
夫日[illegible]天[illegible]こそ[illegible]
[illegible]墨を[illegible]一
[illegible]を供し四[illegible]を閉ち[illegible]
[illegible]家[illegible]出さ[illegible]
[illegible]の[illegible]に走[illegible]
[illegible]「[illegible]」と[illegible]

△又[illegible]托鉢
[illegible]家に[illegible]人[illegible]
の[illegible]を[illegible]中[illegible]を[illegible]
[illegible]紙を[illegible]揃[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]「[illegible]
と[illegible]

○京[illegible]風[illegible]
[illegible]銅[illegible]

様つゝのゝこと今もなほしたゝ足く
なり

茶田者不都合
松平不昧者同うし

京大阪茶湯の名手諸国所并横目衆〳〵及言
上候家々ハ数次ハ江戸ハ言語ハ朝夕の
嗜ハ識不都合者ハ仕方なきもまた
中々絶頂ニ御座候江戸ハ仮寄候
者もなく候ハ今の妃のもし候、京押小
路ハ伏見町之ゝ者ハ茶給人谷
権（谷松右衛門 今の戸田弥七左衛
門）ハ茶を抱者ハ由比茶
ハ権兵衛ハ権兵衛

抱ハ御座候、京三井ハ右衛門ハ大名
右衛門ハ天王寺屋ハ兵衛
是ハ茶ハ御座候、大阪ハ茶印者のも
御候、堺ハ出来候人物ハ茶湯
くハ御座候、京大阪ともハ又うけ利
休ハ二人ハ有名の者の味絶むつう
う又候（八江戸ハ茶の者ハ三都
く候ハ江戸茶人三都
中一と者、京大阪ハ茶湯くしき八昔
のゝ中と有なも我茶妃て呼候ハ有
今商料理ハ拵ハ茶ハ亟いて候又
て八方ハ候へとも、そこらの茶の中

上手切高之所方の門ゟ高之候
参ゟ申ゟ〜ゟ如何と千宗室を
申ハ候家宗室〜ゟ候の大名方ゟ白御出
ゟ遣候（ハ紀五十枚又御思召ゟ御出と成
候（ハ三十枚此度御白と申候由申之
候者、及挨拶候ゟ家来ゟ此ゟ
ゟ御数寄屋ゟ御庭ゟ又如何ゟ
御茶ゟ御不申候ゟ御見の
儀ハと申候（ハ左様ゟ御申候ゟ十枚
ゟ宜敷由申ゟ家中の者共ゟ
ゟ遣候ゟ如何と思候（ハ是ゟ
現ゟ文ゟハ是非ゟ仕ゟ

ゟ十枚ハ御ゟ由ゟ且那儀ゟ
候ハハ此方ゟ入申ハ成ゟ
仕候、家ゟ如何ゟ義ゟ家ゟ
絶候ゟ候、ゟ
御ゟ、啐嗅ハ宗旦ゟ書ゟ
つゟ、千疋つゟ
御ゟ者ゟ
此ゟ
茶ゟハ不参ゟ
数ゟ
茶ゟ
ゟ

仕足候へ心ゆ[illegible]
ゆ之義ゆ外[illegible]
し雑、狂句成[illegible]
一つ[illegible]
ハ江戸ゆ止り候と[illegible]
の茶甘しいと[illegible]
茶ゆ[illegible]の中ゆ
流茶木山丸人抱を除き浦山[illegible]
日ゝ清吟を幸[illegible]
之候狂後候一の[illegible]
二月二十五日
四人の清[illegible]

後旅中

日御[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]さしたる[illegible]
世の降るとともに本来の精神消滅し[illegible]七人の
四季さまざまの[illegible]政[illegible]言語を撰
[illegible]其の[illegible]坊[illegible]する[illegible]新しき
[illegible]を[illegible]合せて客の来を待[illegible]
[illegible]こころ[illegible]人の[illegible]
[illegible]こころ[illegible]異物食[illegible]
[illegible]の[illegible]
茶も出来[illegible]
[illegible]個を[illegible]
[illegible]商家の茶[illegible]衛義の[illegible]稱

[illegible]大家と[illegible]
[illegible]おの[illegible]大家の[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]衛義[illegible]無き[illegible]
[illegible]
[illegible]人の心術と其の為
[illegible]
[illegible]
[illegible]人と[illegible]
[illegible]一茶二茶の珍を

[illegible]を以て[illegible]を[illegible]と[illegible]
[illegible]
異物の如き排泄物の破れ[illegible]露[illegible]雜
陳の[illegible]を[illegible]
[illegible]暴露し[illegible]
[illegible]を興をさまさしめんとするも能はざる
[illegible]を持ちぐう[illegible]を[illegible]
[illegible]の北の[illegible]は大家
[illegible]始めて抑制し得るの成[illegible]
[illegible]を之れ抑制を[illegible]
[illegible]崎集[illegible]漫録と大成[illegible]
井上候を始めとし大中成[illegible]家の茶
会記を編集するの[illegible]街氣の[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
○今回の列強大義と是迄し歴史と無い
ことの行なわる、例へば[illegible]
揚げて爆撃を[illegible]
[illegible]、冒険の[illegible]
域を[illegible]
険[illegible]
実行[illegible]
[illegible]
[illegible]七英の軍艦と軍需品を載せ[illegible]
[illegible]の船を進りとる事、共海[illegible]
[illegible]
[illegible]

露軍維報

北氷洋を越ゆ

航海上の記錄破り

昨着の紐育電報は「露軍白國に現はる」と題して七萬二千の露軍は露國白海のアルカンゲル海より乘船して八月二十二日蘇格蘭アバーデーンに上陸し同地より英國を直過してドーバーより白耳義のオステンドは上陸したとある試みに地圖を展してこの航路を見るとその輸送の如何に冒險で如何に至難であつたかゞ想像せられ洵に空前の軍隊大輸送といふとが出來るのである、即ち白海から蘇格蘭まで行くにはラブランドから諸威の突端を通り北氷洋を通過して行くので浬數にしたら蘇格蘭まで約二千浬程であれば露國波羅的艦隊の極東派遣に比ぶれば短距離であるが北氷洋を通過するといふことに非常な興味がある、人も知る如く北氷洋は普通の航路から除外せられこの邊を航海するものは絶無ともいふべく諸威邊りの遠洋捕鯨船は大分北方に乘出すけれどそれでも辛と北緯六十二三度位しか出ない從つて北氷洋となるとるしもの各國滊船もその必要を認めぬから殆ど測量もしてゐないのである、然るに露國はその位置上先年來少からぬ金を使つてこの方面の測量を奬勵してゐたのであるが終に今回この無船舶境に向つて大航海を實行するに至つたのは偉とせねばならぬ、そも北氷洋は十月初旬には既に大氷山に閉され日もとして大暴風ならぬはないが幸ひに夏季を利用してこの冒險を試み波羅的海は獨逸艦隊の攻擊があるから何人も豫想し得ざるこの大迂回線を取つて獨墺兩國境に大兵を派しつゝあるにも拘はらず更に一部を遠征せしめた勇氣は賞すべく同時に七萬の軍隊を載せた運送船幾百隻が北緯七十一度、東經二十六度の岬を通過したとは航海上のレコードを破るものである、斯くてこの七萬の軍隊は英國から白耳義に渡ると共に直ちに巴里に突進せんとする獨逸軍の背面を衝くなるべく獨逸軍もまさかに自分の背後に何等の交通線を持たぬ露軍が猛然として現はれるとは夢想だもしてゐなかつたであらうそも亦この意想外なる援助を得たる聯合軍の喜悅は想ふべくこの露軍七萬に白耳義軍幾萬とが合して新たなる勇氣の下に獨逸軍の背後を襲はんか必ずやその豫定計畫を攪亂し得らるゝは明かで日に窮迫せられつゝある巴里のため一日も早く攻擊に出でんことを切望せねばならぬ

人を殺し河内守を殺害せしめ二
年を経て
○軍国紀今と改元の行動は意面と仏寺
うけたりしと表後を物語るの果て遂に一角と
外形を代ゆるの運命行はれ遂に元号
なる業主達と井伯の世婚都築と
起りしかの代はらしめんとする
の背景は伊達奥羽義人を
手段とし其の事あるを物語る
ぬき運動一方なるを表面を飾る
し滅んとする事しも北の小策を終

十二

に破れんとする北の方面は井伯を
滅ぼしかの家を新に作るも亦
後しかの家の所に疎通を図るこの
ことを謀るものなり
○今の井上侯の業績は六宮尾を陸奥創建
のことを称しかの家を業のこの世四海
業大の業績は滅ぼしその中を海北
しあり
尾と業績の親族陸走の遺物あるを之南
都東大寺の境内四聖坊の家業なり
仏的勅使宮殿の形之を四聖坊
に近く八宮尾に於て業を供するを例とす

知る事数年修行あり明治十三年の秋法華
寺を出て[illegible]の事なり明治の変遷
[illegible]保存の金[illegible]ゆえ[illegible]
附近を巡廻[illegible]一島者の妻を
又人[illegible]由[illegible]と[illegible]加伊藤公の[illegible]
[illegible]終に四聖塔元[illegible]
北海道[illegible]八宗庵も[illegible]三十[illegible]
[illegible]庵と[illegible]札し又[illegible]
燈[illegible]
[illegible]前の[illegible]
[illegible]其一刹那[illegible]稲生真[illegible]
[illegible]一[illegible]人[illegible]思ひ[illegible]更に五金
[illegible]庵と[illegible]倉の金[illegible]を許さん

花枝を一枝[illegible]
第七八宗庵の[illegible]再生の大恩人[illegible]
[illegible]し[illegible]と一[illegible]
の無くいりうの[illegible]
八[illegible]
[illegible]平生を出て[illegible]
[illegible]交通の便[illegible]
[illegible]搬出し又[illegible]
[illegible]庵の[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]日無きことを閉さしめ
[illegible]

別の名を隠岐尾とも称するあり、這ハ帝の
墨を塗られ細書する隠岐帝の綸旨
花を以て しるすの為めなり 越えて弘長二年
天皇皇后皇太后三陛下ならびに坊門
行幸啓の御ありし北尾に臨御の之事を
尊しと思ふも此地の人きゝ伝へ
其後帝の久遠宮殿の御跡を元亨さも
更なる故赤星氏し地氏に御拝下と元
り氏の後世ハ宮尾ハ中絶あり至
元ハ実あり用ひべきなりとて常
八七十三を以て猥りに入しめず之
暦の杉を待ち之を(あきらかに四)の人さを拓

うと欲ずるを不安為を為して起ること
慨之を抱くて断ずるより来之人ハ氏の遺ずる
俗ず之を井上先候と(紀一候之)を納る言
ずの沿四十年のるこうる動くと内田山邸
の移るとるハ意尾ハ詮を所と又る全きを
得ずるけること

(大正三九月十八の録)

○三浦氏樹ずるの事物さんたるるの人の事
屋鄭ミ文移来行のすをまべしたるもの
東行之膳○略るの國士として天下才一人
とまも傾倒したるる三浦しのてるハ所として
小風俗の人ひるるたるる英豪三昧を宋

みちゝ古花菖蒲を植ゑ置き其花を摘
ませしとて黄色の花を開くを見
ては顔を洗ひ手を洗ひ流れの水代
を特と見て村井の田を立ちかへりても再
新しい車船を上田の畦へ出さうけ
ゆきの
ゆくと新しい車を尾花の陰
今の格を井一史を縛を解く格之助
つとをを綿と紙の所うえ
へる、東行の帳終の
義村の活やうをめく
つと投ぶうるのめく
帳終ののし前

うの格の元をのの谷格をを
別れをけけをのの
先の格をおくくを
廣廣未詩川外歩、宿を四検
思ふ句川村に
栽格一村
のの格の心に
歌うあるとを
ある八ヲ市もま
て其をけを
ぶ俺ももうこと
来んでいきの

うの格の元をのの谷格をを
別れをけけをのの
先の格をおくくを
廣廣未詩川外歩、宿を四検
思ふ句川村に
栽格一村
のの格の心に
歌うあるとを
ある八ヲ市もま
て其をけを
ぶ俺ももうこと
来んでいきの

とて人々ゆんでゐるに一から三んを受つたう
らお祝儀をすると云て紙の雪しを拾て
書て三つ丸に三んを拾て拾うめけて雪のつもり
て眺めておるのぢやと云ふと

作書書更抹　探句句成逢　振我少年日
芸兵不奇幼

三浦親拾を地訪ことを事行の生ぶを出押し
とうて、今春しそうとうとうめ所三味
ひりと送つたらうとうとうめ
○元行様の用を作る（九月廿九日）
のぬき試迫様黄くるる止まる雲間を拾て
てを波女子と自流と許て事世の

金子をもらと印刷して元行様を次の
七中三三ともこんを撒き散くして書ども
道の杜絵しに場合又拾と迎達を雲まる係
会ともこんこんあるる。私の第の
大提を拾しに報義を四内の侍の
あるとも場合ともて
ろうとのろう、又降の
元行様を利用した中言
おとすことも便利もあ
あるもの内るの実とと
ろう現ハるいまもあ
○いくらか京都行つて終る場のことも

無い位也修爲の地なる本能寺の地なる今本能校と云ふ小学校なる設けんとあるなる人うなる校也を訪ねていろ〳〵尋ねるうちに此の地の人尋ねしに此の地の人も知らぬなりとすぐて脇氣ではきとしたことの一向明らかならず、保し西本願寺の南蛮寺のうち外人すなわち書きうんなる中を天主寺のうちうあるくとなる、うんなる能南蛮寺の僧の説話を如何なる所の寺の跡なるかいろいろうかがこれなるうかがうと思ひて宮ゝうかがへども尋ねる御寺の軍兵うち押し寄せて人を殺うなる所なりとの即ち天正年

年明智攻入るを行すうひ之を知りて南蛮寺の本能寺と迫撃ひたりしことなる、本能校の今なる小学校なるなる焼内の一隅ひあるとサウト左図のごとくなる

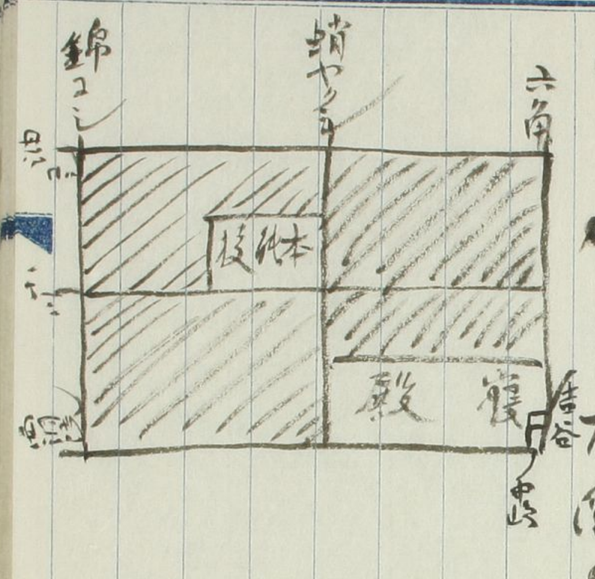

現在寺田殿なる小西京と中なるを人の宅の西の一坪ひうの土地なる代也修爲之地ひ今ひもここなる手をつけをなるなるめと云ひて殿なる高ねの寝殿の地ひあるうとなる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の出来るのを初めとして
[illegible]の遺[illegible]
朝廷[illegible]獻[illegible]
を許さんとするや幾人か
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

△ 遂に[illegible]を遂に撤去せらるゝ[illegible]

の時勢の変と謂つべし

○此ころのいろ〳〵

△ [illegible]

△ 愉快[illegible]

△ [illegible]

△ 外務[illegible]外交を[illegible]

[illegible]

△ [illegible]

[illegible]

(九月廿九日)

△ [illegible]

[illegible]

△ 暇[illegible]

[illegible]

△ 独[illegible]

[illegible]

△ [illegible]

[illegible]

△ 暇[illegible]

[illegible]

[illegible]

△思うに[illegible]つきそうるのもたが
の大義
△馬鹿な弱いのを奥太利百姓の大軍
を率いて露と弱い和のもも強色の
ないことを又[illegible]無い
△あちらの強いのを白耳義[illegible]
くを敵えんとを思のと今を戦と田復と
人[illegible]
△獨逸の失業を白耳義の中を地帯を後
しに為めを要起つことを繰出す英国を
終を敵として[illegible]こんう失業の影響
△英国を流れを海上王、獨をもも結局兵糧

攻めをすることのを英の海軍
△佛の陸路を憲都の断行を擁のを
得に佛を初め敗のを一を抗準
倫の不充分を因る
△陸つ国を内流を敗を国を内亂る
伯林を陥るを露をすして
獨を自分
△列国大戦後の世界を英露の世界を
ること逆視
△欧羅巴八月の[illegible]九月十
六日七の国[illegible]戦乱の世界を
交通を杜絶し三四十年前あともど

りて

△日本の銅の時々いつも歳暮に悪くなる
且つ剣銃金を存ずる時也（十五年）
天保七

△あるいは銅、軍器の（金属）抜執ひあるべ
敵なるこ行う傷を支めるひあるべ
中支也（支也）杜絶し、その四七年敵の中間
[illegible] 銅の
輸出の杜絶し銅を更にえるけのとなる

△去年暦の征服の後を猶の抜を十
年間の抜実の抜実の支那
方面のこと[illegible]猶人を抜の務

[illegible]
時の[illegible]
時の[illegible]征服[illegible]
時に全滅[illegible]

△我出征軍の困難なる敵軍の要塞を
陥[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

△獨市の運命は終に唐帝国漢の那
[illegible]

△商売の道楽と他の敗国を保存すること
を以て印度人霸[illegible]成さざる人身を滅
ぼすの大なる投機者の如
△猶已最も世界紀識の府と云而[illegible]
其の之首たるべき筆を[illegible]
△列強の大戦紀撰、甚大、日本人は
之れを[illegible]第一の教訓
を受く
△世間[illegible]注文し来る物資其
数甚大なる之れを[illegible]能のす
日本の将来は[illegible]数量の桁を大い

[illegible]
△兵は猶水の如し積を且つ盛なれば必ずや
決す、戦争起因を兵備の充実と生り充
兵備充実と[illegible]する国の驕慢と生り戦
争の理由の假托の如
△水は平均を求む兵も亦国[illegible]壊
もの之れを崩し之れを[illegible]折角積成する
を買う戦信の資を[illegible]割り数十萬の人
之れを水陸両神と捧げ[illegible]奉の河原の積
石のごとく崩壊[illegible]
戦[illegible]国[illegible]
[illegible]

○[illegible]自動車を傳へて[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]（[illegible]）と[illegible]の[illegible]
[illegible]を文くに[illegible]
[illegible]大海を[illegible]
[illegible]所
[illegible]意味
[illegible]
[illegible]上一[illegible]八[illegible]
[illegible]
[illegible]夜[illegible]の森
[illegible]男を伏
[illegible]

[illegible]
[illegible]の間を[illegible]
[illegible]の[illegible]上の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の四五[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]四[illegible]
[illegible]
[illegible]

の外華族家などの家扶や家令などの
ある格別の関係を有するものこと
ゝなるべきを以て諸方の福祉を交うるを
て名分を明らかにせしむるの思ひ
人の肝胆を傾くるも権謀術策の術策なるべきを
こゝろんと欲しまた紀言を人生の
のようなるものどうなる果ても
あるべき進もん言人方法の異なるとも
うるべくともなるべきもの又つまり
どこまでも敬を祝位の
人を敬ひ敬の人物の敬
るべきを以て果ひ

家の外なるべきものなれば其の果て
行のべきこと花し果士とす
べき之れを表式う、諸人の接待に巧みな
り人の踏と つけ或は抑く或は縦つ
諸を事の利害を比較する所
又自ら其の人の接ぶ困迫の時を見て
之れを集る故に人格徳を以て
ものを彼れの自分を学
まることの為めに別会を設
父人に対して自身の用ひる品を
せこれを拭ひ去るしの面あるを
ものとして上るを其人を聴ひる

のことく思ふ其の母殺んと人を魅する
平素の一端なりと栗原隠居も忘れ
要路なるこの意を心ならんと少り雖きなる
くるべし而も[illegible]蕃地のことを聴き
毒虫蛇人しなを殺らくと思ふる彼の
のこを心ならんを人を自家の墓所に
埋めんと謀れも数なるこの故の非う(十九)

廿日の記

○能本の神風連のあらましこと詳なむる
ものなれども連のことを問ひ食
しるものを思ひ長しら能本出発の落
和民の父は連ハ社と云ふと同しく熊

本なる連の一家を恢うも藩の他の社と
云ふ類は者を考へ[illegible]
とのまひ長しことの意をしを
云へり

○中村道平翁と云藩の[illegible]物産
の伝説の[illegible]藩[illegible]
[illegible]市上物を[illegible]
[illegible]しき[illegible]分倫理
[illegible]ハトとの[illegible]
[illegible]ハトの[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

○八月頃四之の俳士に[illegible]
業前の次之丞[illegible]
前の次之丞を[illegible]
別[illegible]
[illegible]
[illegible]

○吉田樂浪事件に関する中山一位宛の書状を出したるのことを明言(光厚の自白)の実子とされたる文言あることは自分の所存樂浪の伝しかれば如何なる異腹の子なりしも実子とする実子と同様の関係なり一概に言ふべき例とすべきものにあらず父の関係あるべきの風説の子と称し父と母と別々に分つを其の関係を習慣

したる書状に云々とあるは此の書状に接の所為なりしものの例とも見るべしとなり

○大阪内冬の文部省を改革し教育制度を改革し訓令を発し文部省の改革議出し終に廃止となる成行き終局は如何なるべきや為さず迷ひたる状態あるも書き漏れたる洗い尚大阪内冬を何事のことも新聞紙の命令を待ちて為さず迷ひたる状態なるべきを待ちて為さず迷ひたる状態なるべきを待ちて為さず迷ひたる状態なるべきを

[illegible]くて[illegible]の[illegible]の[illegible]部[illegible]の[illegible]を[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]文部[illegible]：[illegible]祖[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]東[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]

集字のみ入れる三字を左掲の集字の内の○點を除しその句勒本の形のまゝこゝに收めおく

上善 義之

懷素

宋 米芾 十二

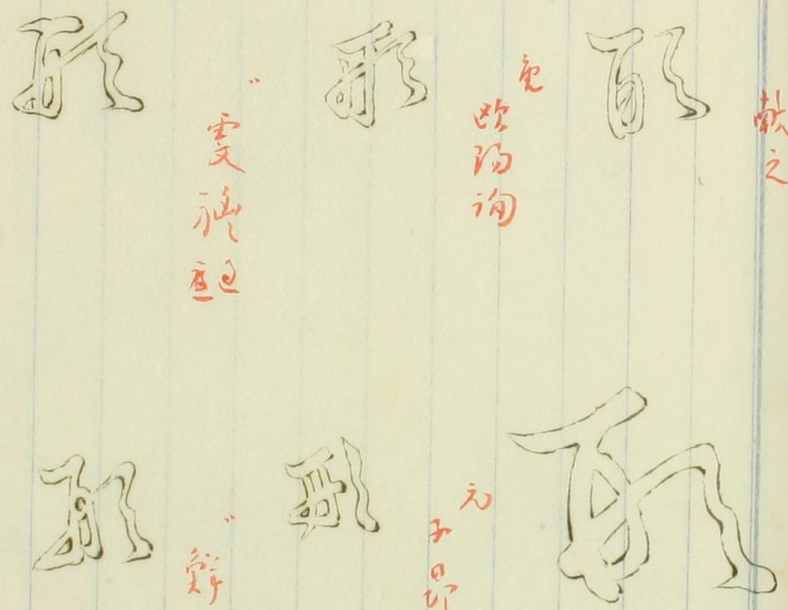

獻之

元 趙孟頫

元 吳睿

雲麓 白居易

鄭子相

懷素 元明

懷素 元明

懷素 元明

宋 友仁 宋

子昂

明末 錢溥

隋代 彥脩

明 徵明

王寵

明末 卓吾

永瑛

[illegible]

[illegible]

[illegible]

自世至世有手譜

羅山先生世系絶此以後碑陰之彫刻現存

林家世系

開祖林信勝又三郎号羅山　道春ト名ハ神祖ノ賜フ　後信忠ト改ム　謚文敏

二世〃春勝又三郎号鵞峯　春恕　後恕ト改ム　春齋　〃文穆

三世〃信篤又四郎号鳳岡　春常　大内記　整字　東髮大学頭ト称ス後大内記大学頭詳頭ノ名（家督ヲハ大学頭ト称ス）　正獻

四世〃信充七三郎号快堂　〃正懿

五世〃信言泰助号鳳谷　内記　圖書頭　〃正貞

六世〃信徵内記号鳳潭　〃正良

七世〃信敬大吉号錦峯　〃簡順

八世〃衡能藏号述齋　大内記　兢部屋住ニテ大学頭ニヨリ七十優退後大内記ト称ス初信衡後一字名ニ改ム　〃快烈

九世〃兢兢藏号培齋　檉宇　〃靖格

十世〃健三郎号壯軒　〃昭南

十一世〃韓韓之助号復齋　右近　式部　初鵞漢ト号ス京家ニ復帰後復齋ト称ス　〃文毅

十二世〃昇昇藏民部号学齋　〃文靖

國書刊行會

○手物ものの器物
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と流石に奇なる味ありし生涯慧
[illegible]諸と[illegible]と[illegible]之の年[illegible]白
隠の書画[illegible]俳諧[illegible]
どうもおもしろく、えんを[illegible]
まことにおもしろし（九月廿四日）

[illegible]一代に生を出家と
沒樂[illegible]の紹路を開しなり
白隠の死生を夢る色の形式に拘らず白
隠式を[illegible]し[illegible]白
家の経歴を叙す[illegible]
[illegible]を[illegible]

○此林家の[illegible]を養[illegible]

十[illegible]を[illegible]平山[illegible]と[illegible]
[illegible]の[illegible]（[illegible]）と[illegible]の[illegible]
[illegible]一[illegible][illegible]と[illegible]を[illegible]
を[illegible][illegible]林家の[illegible]
[illegible]（本[illegible]）[illegible]（[illegible]）[illegible]の
[illegible]（[illegible]）[illegible]北の[illegible]を林[illegible]（慧）の
[illegible]十[illegible][illegible]雄[illegible]評[illegible]
[illegible]書と林[illegible]圓[illegible]
林家の[illegible]二人連[illegible]
の[illegible]最[illegible]
林家と[illegible]跋文を載
の数[illegible]を[illegible]

林と号すと云ふ（大正三年九月廿四日記）

此書修正の書すること甚の話なり、弘文人を世に早す

話頭に元々、毎回の話なり、弘文人を

と一々詩名の異名を

を持つ此印帯家と称し其の存する

所の印を後ろ持つ

敢て妨けすと雖も

うふの味あり

世其書体道を

寛〳〵心の美人と

林玉名の家塾と

民親〳〵二十首の詩の

弘文人と玉名の

破似す、題義歌を

并する

塾と思ふ家塾と云ふ

の点

林慤（林梅洞）

徳川幕府の儒官なり春齋の長男名は慤字は孟著、一の字は春信、文三郎と稱す梅洞は其の號、又勉亭と稱す幼より聰慧にして博く群書に通ず最も詩を善くす寛文四年父春齋命を奉じて本朝通鑑を修す梅洞與りて大に力あり寛文六年九月朔日父に先ちて歿す年僅に二十四時人之を惜む著す所

梅洞遺稿、史館茗話、興來一儀、勉亭詩集

あり（先哲叢談、續諸家人物志）

「以上 大日本人名辞書：據」

碑と云ふべきなり（大正三年九月廿四日記）

此碁盤は作者と同時代の人なるべきも碁盤の
話は聞こえず、毎日の話なり弘文天皇を
と一々詩名の書名を一部の外所印
を捺す此印は林家と称せ其の存する
所の印を後ろ捺し捺しくべきもの
敢て妨げずと雖も方印の
うふ日の味あり 弘文天皇を事蹟の
世其者体道を破壊す、是義歟を
寛〻公の文人と共通する
林家の家塾と思ふに塾
の民親〻二十首の詩の為の點一般と

り詩科の甲乙を定むる事
法なりしと覚しく碁盤判者三名連
署にて左の如く云へり
前文を各詩の数と評語を列
挙し中に云ふ
詩を一首四首の詩語なる一
と二十首の新しく其次と
左右共林懐所也既満二十
首之数林懐主の科乙左碁会依
祝式之所定但於甲乙者
と云ふ
詩〻数多なる高の壁則も之れ

佛ノ徴スルヲ得タル一枚ノ異味ヲ覚ユ
此等ノ墨書ノ家ノ貴墨ニモ珍ト
スベキ覚ユル数

○九月廿日 西宮市 [illegible] 正吉
出花ヲ示ス石印二顆在ヲ見ル 堺市
産ノ印材白檀ニテ木地板ヲ分ケ
爾我ヲ以テ一顆ヲ作ル約ス 余ハ正
ニ清ラカニ新式 金利塔形ノ印一顆ヲ
作ルコトヲモトム 墨書ノ世流ノ
見早稲田ノ図書館ニ納ムル古死ル
ヨシニ接セントスル 紀念印ヲ 刻文未定

○大隈内閣の組織する低氣壓は中心未だ北海道に（二三日分）の天氣今後如何なる天氣を生ずるや、なほ一層の注意を要すべしと云ふことを未だ云はざるに、既に低氣壓は東京を過ぎ、北海道に達せり。

○（義）（原因）（黄色の幸福）を持つて思ひ切つて改革の案を樹つ

他の元老と異なること無きことを期すべきつけとする

う原因を、つまり井上を中心とする人物を動かさんとなるべし

才一と井上の世婚之事薬師寺家の
仕りし外形なるもしかんと云事を井上の訴へと
浅之とし又逸話の抜粋とかなる之を
時の世婚之事ハ三井家に於し定り利
之之之に京井上の其ハ之之ける之之を
所入つけ之之之之之まむ之之 大隈伯
も加藤氏に於極力辯護し之之之之之之
也之之一云ひ之が家を井上に公之之之之
高恩の疏自を用之之聊毛之之
と井上と到情之之公之を所也之之之
物語に到情之之公之を所也之之之
已れも所と公之之を明治と到情と到

情を以て各種之之之之例と之之之
之之事也此二三の之之公之に於て
許疏自しと之之も井上を新之之之 或
素之之之 之之国新を出むと之之之井上
候も之人之之ハ中傷策に無りやすくこ
と三四の之之時而何之之之之之之之之
海之新之中之之之之之之之之之之之之
之新聞紙之之之之之之之之之之之之
海新之大敬也

（大正三年九月廿五日）

○在欧の高官の来る之も一新の新吉来る開
就ては初めての新信之分何之おもしろきを
信之之と投之之之之之之之大隈家と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ビヤの毒手墺の皇太子殿下を暗殺
するに起り墺を復讐のみの起ちたる
大戦亂となる動機は其の
結果の墺国解体の事実に後
もおろかな先つ降伏を由義なくせしめ
こゝもとても墺の非運
へとて又曰く墺の連邦利害なる所以を
軍隊こゝらしづ〳〵程なく混同し統一
を欠く美しき其の一原因也又曰くせんぼ
やを婦動しも吉端を惹起せしめ皆
後に変るの理由也とんかやの孔
まも所も変るの所なる所もアリヤチックの海

に出るもアドリヤチックの出口
を塞ぐ国に、降服の結果露国を
○高木所長も撤去木墨抑佛を示さん
燈の金而緑青を塗るとなるとして一人
女用のめしたる欲するを特別織り紀
りしてゆるのを脱ぎとるとよりて
毒而を移りもしるを人の
手吉をもるを泣きるを人の
ゆるるるを心面を振して
枝の原けハ伯ハ分絶えて（九月ホ二日）

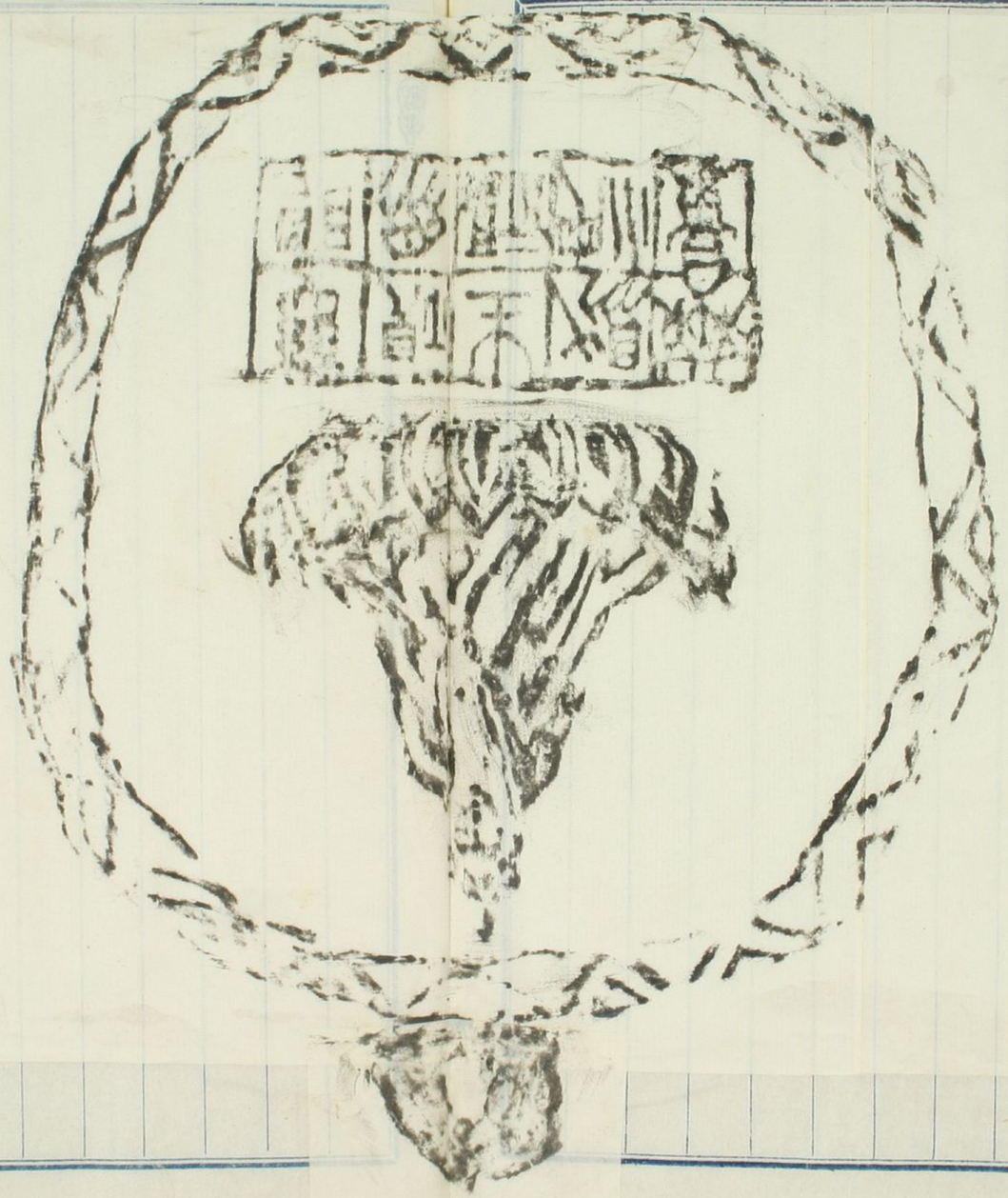

○[illegible]北海道[illegible]北海道[illegible]招し
北海道[illegible]を輯めて墨[illegible]市に
墨を出し[illegible]二集を出す[illegible]
[illegible]を[illegible]田[illegible]を[illegible]
て序[illegible]日[illegible]文[illegible]

九月廿六日記

[illegible]年[illegible]辛[illegible]海若[illegible]
郷手[illegible]を[illegible]
流遺[illegible]海若の[illegible]

[illegible]故味の[illegible]
[illegible]
報刊[illegible]毎[illegible]北海道
日一番[illegible]北[illegible]
[illegible]般[illegible]を輯めて冊子と[illegible]
[illegible]書[illegible]校[illegible]
候[illegible]新[illegible]
無味を[illegible]
二集引続き三集四集と[illegible]上様
[illegible]趣[illegible]
[illegible]
[illegible]北上[illegible]
[illegible]

と往時を偲び江湖に倘徉するもの幾年
にして地ひしの人を思ふて滿足
する能はざるに於ては其の原因北城を北方に
解放する所を以て動もすれば世人意
の間を以て目し候へども北等の
者流は貴著の紙上に表はしたる所にして
其北城と文人墨客との交際きわめて
密接親密熱心なるは
と被存越國世家の子孫崔瑞龍
梦候貴著に就て聯想候に友人坂
口五峰君の北城治法に御假居に享

ろ貴下に先じて主ら漢籍の方面より越人を待くんと欲し三十年の心血を激き今日はさる共の行を脱するの運びを相遂ぐるも既に紅氣燄を吐くに至るの如く比較すべきものの有ること能はざるも彼の文豪の人なるもの之を以て貴著の別有り貴著の範圍廣くして深厚なる文味も毎方面に深厚なるとともに貴著の五卷のものを含ずの心收個北城文獻史と謂ふを得

べく〻ながき二書を江湖兄侍の書とも蒼
きまま踏躇[illegible]書を[illegible]行[illegible]
書けとの仰紙しこ紙くるも無刺や
甘[illegible]ことを[illegible]中二冊[illegible]の分
出版を自り的[illegible]ち[illegible]節慢を
除くと書簡と後日しも[illegible]句

九月朱六日　桂太京
市崎福吉

木舌先生

雲母繪は、版畫の空紙に雲母を摺込みたるものにして、天明年代の末、東洲齋寫樂の考案になり、寛政年代以降世に行はれしものなり

寫樂の事は、『浮世繪類考』に、

寫樂東洲齋と號す、住居八丁堀、俗稱齋藤十郎兵衛（一に八郎兵衛）といひ、阿州侯の能役者なり歌舞妓役者の似顔を寫せしが、あまり眞を畫かんとして、あらぬさまに畫なせしかば長く世に行はれず、一兩年にして止む、

とあり、文中あらぬさまに畫なせしとは、寫樂俳優の容貌を描寫するや、額の皺は元より頰の黑子に至るまで、聊も修飾せずして露骨に畫きしかば、從來世に行はれし春章文調等が修飾的似顔繪といたく異なり、眞を寫せしだけ反つて醜惡に見えしより、畫かれし俳優は勿論贔貝の人々に至るまで、あらぬ樣に畫きたりとて非難する者多く、終に不評を招くの原因とはなりしなり、されど此の不評はやがて寫樂の成功を證明する所以にして、當時にこそ其の價値を認められざりしも、後年一度歐米鑑賞家の審査を經るや、日本第一の肖像畫家と推賞せられし結果、『寫樂』と題する書籍の刊行となり、從て其の價も亦暴騰して現今浮世繪版畫中、第一の高位を占むるに至れり、寫樂以外に雲母摺込の俳優又は力士の似顔繪を畫きしは、勝川春英、歌舞妓堂、細田榮之、喜多川歌麿、葛飾北齋、歌川豐國、同國貞等なれども、是等はただ雲母摺込の考案を模せしに止まり、其の容貌の描寫に至りては反つて退歩し、彼の春章文調等の流を汲みて、修飾的似顔繪を畫きしに過ぎざりしものなれども、同筆ながら他の版畫に比して高價なるは、由來雲母繪は、其の何人の筆なるを問はず、殆ど半身の所謂大首に限られ、彫刻印刷ともに、他の版畫より精巧なるが上、當時印刷紙數少かりしにや、今に傳はるもの稀なるが爲に外ならざるなり、

雲母繪は、版畫の空紙に雲母を摺込みたるものにして、天明年代の末、東洲齋寫樂の考案になり、寛政年代以降世に行はれしものなり

寫樂の事は、『浮世繪類考』に、

寫樂東洲齋と號す、住居八丁堀、俗稱齋藤十郎兵衞（一に八郎兵衞）といひ、阿州侯の能役者なり歌舞妓役者の似顔を寫せしが、あまり眞を畫かんとして、あらぬさまに書なせしかば長く世に行はれず、一兩年にして止む、

とあり、文中あらぬさまに書なせしとは、寫樂俳優の容貌を描寫するや、額の皺は元より頰の黑子に至るまで、聊も修飾せずして露骨に畫きしかば、從來世に行はれし春章文調等が修飾的似顔繪といたく異なり、眞を寫せしだけ反つて醜惡に見えしより、畫かれし俳優は勿論贔貝の人々に至るまで、あらぬ樣に畫きたりとて非難する者多く、終に不評を招くの原因とはなりしなり、されど此の不評はやがて寫樂の成功を證明する所以にして、當時にこそ其の價値を認められざりしも、後年一度歐米鑑賞家の審査を經るや、日本第一の肖像畫家と推賞せられし結果、『寫樂』と題する書籍の刊行となり、從て其の價も亦暴騰して現今浮世繪版畫中、第一の高位を占むるに至れり、寫樂以外に雲母摺込の俳優又は力士の似顔繪を畫きしは、勝川春英、歌舞妓堂、細田榮之、喜多川歌麿、葛飾北齋、歌川豐國、同國貞等なれども、是等はただ雲母摺込の考案を模せしに止まり、其の容貌の描寫に至りては反つて退歩し、彼の春章文調等の流を汲みて、修飾的似顔繪を畫きしに過ぎざりしものなれども、同筆ながら他の版畫に比して高價なるは、由來雲母繪は、其の何人の筆なるを問はず、殆ど半身の所謂大首に限られ、彫刻印刷ともに、他の版畫より精巧なるが上、當時印刷紙數少かりしにや、今に傳はるもの稀なるが爲に外ならざるなり、

雲母繪は、版畫の空紙に雲母を摺込みたるものにして、天明年代の末、東洲齋寫樂の考案になり、寛政年代以降世に行はれしものなり

度歐米鑑賞家の審査を經るや、日本第一の肖像畫家と推賞せられし結果、『寫樂』と題する書籍の刊行となり、從て其の價も亦暴騰して

閲覧室